

# 第 8 次総合計画

## 後期基本計画

### 平成 26～30 年度

<用語の解説について>

専門的な用語などについては、分かりやすいよう＊印を付し解説を掲載していますが、後期基本計画書の製本にあたっては、さらに整理を行います。

## ＝目 次＝

|                             |       |    |
|-----------------------------|-------|----|
| <b>1 基本計画の目標年次と人口</b>       | ・ ・ ・ | 3  |
| <b>2 土地利用の方針</b>            | ・ ・ ・ | 3  |
| <b>3 基本目標を実現するための個別の目標</b>  |       |    |
| (人の健康)                      |       |    |
| 基本目標 1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち |       |    |
| 個別目標 1－1 心身の健康を維持・増進する      | ・ ・ ・ | 4  |
| 個別目標 1－2 いつでも必要な医療が受けられる    | ・ ・ ・ | 6  |
| 個別目標 1－3 高齢者や障がい者への支援を充実する  | ・ ・ ・ | 10 |
| 個別目標 1－4 助け合う福祉のしくみづくりを推進する | ・ ・ ・ | 14 |
| 基本目標 2 子どもが生き生きと育つまち        |       |    |
| 個別目標 2－1 子どもの健康と安全を守る       | ・ ・ ・ | 16 |
| 個別目標 2－2 子どもの生きる力を育む        | ・ ・ ・ | 18 |
| 個別目標 2－3 子どもを産み育てやすい環境をつくる  | ・ ・ ・ | 22 |
| (まちの健康)                     |       |    |
| 基本目標 3 安全と安心が感じられるまち        |       |    |
| 個別目標 3－1 災害への対応力を高める        | ・ ・ ・ | 24 |
| 個別目標 3－2 生活の安全性を高める         | ・ ・ ・ | 28 |
| 個別目標 3－3 航空機による被害を解消する      | ・ ・ ・ | 32 |
| 基本目標 4 環境を守り育てるまち           |       |    |
| 個別目標 4－1 地球にやさしく活動する        | ・ ・ ・ | 34 |
| 個別目標 4－2 水や空気をきれいにする        | ・ ・ ・ | 38 |
| 個別目標 4－3 まちの緑を豊かにする         | ・ ・ ・ | 40 |
| 基本目標 5 快適な都市空間が整うまち         |       |    |
| 個別目標 5－1 快適な都市の基盤をつくる       | ・ ・ ・ | 42 |
| 個別目標 5－2 移動しやすい都市をつくる       | ・ ・ ・ | 46 |
| (社会の健康)                     |       |    |
| 基本目標 6 豊かな心を育むまち            |       |    |
| 個別目標 6－1 いつでも学べる場と機会を充実する   | ・ ・ ・ | 48 |
| 個別目標 6－2 地域のスポーツ活動を推進する     | ・ ・ ・ | 52 |
| 個別目標 6－3 大和の文化を守り育てる        | ・ ・ ・ | 54 |
| 基本目標 7 市民の活力があふれるまち         |       |    |
| 個別目標 7－1 互いに認め合う社会をつくる      | ・ ・ ・ | 56 |
| 個別目標 7－2 にぎわいのある地域をつくる      | ・ ・ ・ | 60 |
| 個別目標 7－3 地域活動・市民活動を活発にする    | ・ ・ ・ | 64 |
| <b>4 目標の実現に向けて</b>          |       |    |
| 方針 1 分かりやすい行政経営             | ・ ・ ・ | 66 |
| 1－(1) 相互理解に基づく行政経営          |       |    |
| 1－(2) 目標設定による行政経営           |       |    |
| 方針 2 即応性の高い行政経営             | ・ ・ ・ | 68 |
| 2－(1) 健全な財政運営               |       |    |
| 2－(2) 機能的な組織づくり             |       |    |
| 2－(3) 公共施設・公有資産の適正管理        |       |    |
| 方針 3 人財を活かした行政経営            | ・ ・ ・ | 70 |
| 3－(1) 職員の能力向上               |       |    |
| 3－(2) 職員の意欲を高める職員配置         |       |    |

## 1 基本計画の目標年次と人口

基本計画の目標年次は2018年度（平成30年度）とし、そのときの人口をおよそ23万人とします。

## 2 土地利用の方針

大和市のめざす土地利用の方向に基づき、市街化区域では都市計画制度の活用による計画的な市街地形成を図り、市街化調整区域では市街化を抑制していくことを基本とします。

### （1）市街化区域に関する方針

市街化区域においては、土地利用や建物に関するルールづくりの誘導や、都市基盤の整備により、良好な市街地の環境を整えます。

その中でも、大和駅周辺地域については、中心市街地として、多くの人が集うような都市機能を配置し、魅力ある商店街づくりやプロムナードを活かしたまちづくりを進めます。また、中央林間駅周辺や高座渋谷駅周辺については、それぞれ北部と南部の地域拠点として、地域の特徴を活かした活気のある都市機能の集積したまちづくりを推進します。

### （2）市街化調整区域に関する方針

市街化調整区域については、次のような開発と保全の方針に基づいて、まちづくりを進めていきます。

#### ① 開発の方針

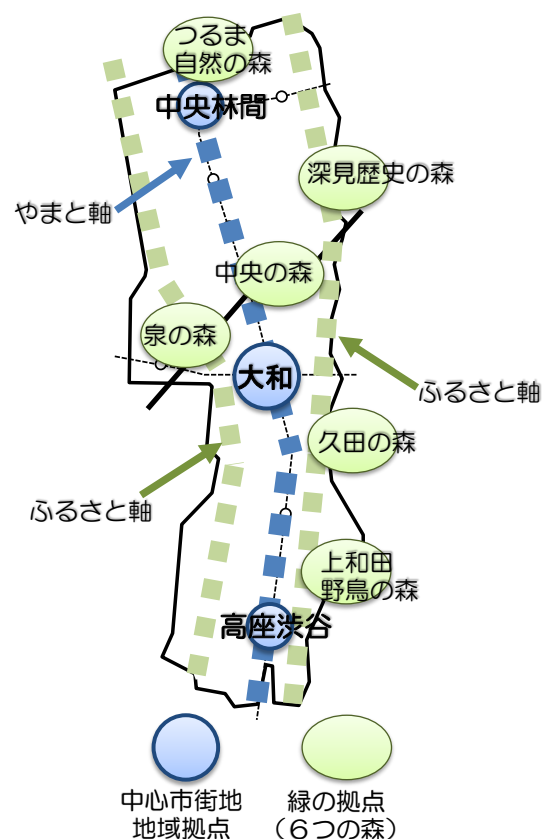
中央森林地区については、まとまった緑を活かした計画的な市街地の形成を目指します。内山地区では、残されている貴重な森との調和を図りながら、緑豊かな住環境を整えていきます。

#### ② 保全の方針

水や緑といった自然環境の保全と良好な景観の形成に努めるとともに、そこに集う人々が落ち着きや安らぎを感じられるような環境づくりを進めます。

#### ③ 緑の保全

市内に残る大規模な6つの森のうち、ふるさと軸上に位置する4つの森は、今後も失われることのないように保全を図ります。また、やまと軸上にある2つの森は、まちづくりを進める中で開発と保全の調和を図っていきます。



### 3 基本目標を実現するための個別の目標

#### 基本目標 1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

##### 個別目標 1－1 心身の健康を維持・増進する

###### 現状と課題

- ・ 高齢になってもできるだけ長く健康でいられるよう、自ら健康づくりに取り組む人が増えてきています。今後は、一人ひとりの努力はもちろんのこと、地域全体で健康づくりを促進していく必要があります。
- ・ 自らの健康状態を確認する上で、健康診査は非常に大切です。健康づくりの第一歩として、健康診査を受けやすくすることが必要です。
- ・ がん検診については、これまで重点的に取り組み、検査手法の充実や受診機会の拡大に努めてきました。当初、受診率は大幅に向上したものの、ここ数年は横ばい状態となっています。
- ・ インフルエンザや感染性胃腸炎など、毎年、様々な感染症が流行しており、日頃からの注意と予防が大切です。
- ・ 国内では毎年多くの人が自殺で亡くなっています。本市においては、これまで自殺の防止に向けた様々な対策を講じてきましたが、今後も、取り組みの効果が表れるよう、継続的に対応していく必要があります。

###### 取り組み方針

- ・ 生活習慣の改善などに関する継続的な意識啓発を行いながら、健康づくりに取り組む人を増やし、健康寿命\*を伸ばしていきます。（個別目標 6-2 参照）
- ・ 地域での健康づくり活動を推進するため、担い手となる人材の育成を図ります。（個別目標 7-3 参照）
- ・ 各種健康診査やがん検診については、若い世代を中心に、より多くの人が受診できるよう、機会の拡大など環境整備に取り組めます。
- ・ 感染症などに関する正しい知識の普及、予防策の啓発に取り組めます。また、新型インフルエンザが発生した場合には、関係機関との連携による早急な対応を図ります。（個別目標 2-1 参照）
- ・ 自殺に関する現状の把握、分析を通して、予防に向けた意識啓発や自殺に傾いている人への支援を強化し、未然防止を図ります。

###### \* 健康寿命

- ・ ・ ・ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

## めざす成果 1

### 市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいる

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、自らの健康状態を把握し、健康管理に努めています。

#### 成果を計る主な指標

| 自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                      | 63.1%             | 69.0%               | 75.0%             |
| 肺がん検診受診率             | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                      | 15.5%             | 21.5%               | 27.5%             |

#### 主な取り組み

- ・健康の維持増進に向けて、気軽にできる体操教室や食生活を考える講座などを実施します。
- ・地域での行事や会合などに際し、保健師が訪問し、生活習慣病などの予防に関する啓発活動を行います。
- ・生活習慣病の予防に向け、重症化のおそれのある人などに保健師、管理栄養士による個別訪問を実施します。
- ・地域において健康普及活動を行うボランティアなどの人材を育成するとともに、健康づくりに取り組むNPO法人などを支援します。
- ・週末などにおける集団がん検診の機会を拡大し、働く世代や子育て世代の受診を促進します。

## めざす成果 2

### 心身の健康を維持・増進するための体制が整っている

感染症などの予防に取り組むとともに、効果的な自殺対策が進み、心身の健康が維持されています。

#### 成果を計る主な指標

| 65 歳以上のインフルエンザ予防接種受診率     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                           | 33.9%             | 50.0%               | 50.0%             |
| 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺死亡者数） | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 20.9 人            | 15.5 人              | 15.5 人            |

#### 主な取り組み

- ・感染症への正しい理解を促すとともに、予防に向けた手洗いやうがいなどを励行します。
- ・65 歳以上のインフルエンザ予防接種の費用を助成します。
- ・自殺の兆候に気づき、相談窓口や関係機関等へ取り次ぐことのできるころサポーターを育成します。また、電話で気軽に相談できるころの健康相談を実施します。

---

## 基本目標 1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

---

### 個別目標 1－2 いつでも必要な医療が受けられる

---

#### 現状と課題

---

- ・健康志向の高まりや高齢化の進行の中で、医療に対する需要の増大とニーズの多様化が進んでおり、高度化する医療への対応や地域での病診連携の推進など、様々な環境整備を行っていく必要があります。
  - ・救急医療については、これまで、地域医療センターにおける休日夜間の一次救急\*や病院群輪番制\*による二次救急\*の運営に取り組んできました。今後も、安定した救急医療を提供していくための体制の確保が求められます。
  - ・二次救急においては、軽症患者の受診割合が高く、将来的に、中度、重度の患者の診療に支障がでることも予想されます。疾病の程度に応じた適切な受診について、市民への周知を図っていく必要があります。
  - ・全国的な医師不足など医療を取り巻く環境が厳しい中で、市立病院においては、これまで医師、看護職員の充実とともに、診療機能の強化に努めてきました。今後は、他の医療機関との連携や機能分担を進め、地域全体の医療体制のさらなる充実に努める必要があります。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・いざというときに市民が安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら、一次救急と二次救急それぞれの医療体制を確保します。
  - ・一次救急と二次救急の違いについて市民に周知するとともに、二次救急の適正受診を呼びかけて、救急医療体制の安定化を図ります。
  - ・市立病院が地域の基幹病院としての役割を積極的に果たしていくため、今後も、医師や看護職員の安定的な確保と、小児周産期医療\*やがん診療などの一層の機能強化に取り組めます。
  - ・また、市立病院と地域内の診療所などとの連携強化による医療資源の有効活用を促進し、地域医療の効率的な提供に努めます。
  - ・大規模災害などが発生した場合に、市立病院が災害医療拠点病院\*として地域の医療救護活動に取り組めます。（個別目標 3-1 参照）
-

## めざす成果 1

### いざというときに診療を受けられる

夜間や休日でも医療を受けられる体制が整っていて、急な病気やけがの際に診療を受けることができます。

#### 成果を計る主な指標

| 休日夜間急患診療所*（一次救急）の年間患者取扱件数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                           | 13,018 件          | 14,000 件            | 14,000 件          |
| 二次救急での中度・重度患者の割合          | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 12.4%             | 15.3%               | 17.2%             |

#### 主な取り組み

- ・広報やホームページなどによる医療情報の周知を図ります。また、心や身体の健康について電話で気軽に相談できるやまと24時間健康相談を実施します。
- ・救急医療活動に必要な情報をあらかじめ記載し、保管する救急医療情報キットの配布を進めます。
- ・医師会や歯科医師会などと連携しながら、休日夜間急患診療所及び休日歯科診療所での診療を継続します。
- ・市内の病院群輪番制による二次救急の安定的な運営に努めます。
- ・二次救急の利用実態を把握分析し、軽症患者の適正受診に向けた取り組みを進めます。

## めざす成果 2

### 市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている

診療所や他の病院との連携や災害時への対応が図られており、地域の基幹病院としての役割を果たしています。

#### 成果を計る主な指標

| 地域の診療所等から市立病院に紹介された患者の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|--------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                          | 46.9%             | 60.0%               | 65.0%             |
| 患者満足度調査における満足度の割合        | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                          | 89.1%             | 93.0%               | 94.0%             |

#### 主な取り組み

- ・小児周産期医療や脳卒中ケアユニット\*に関わる医療スタッフの充実に努めるなど、市立病院の診療機能を強化します。
- ・がん診療連携拠点病院として、地域の医療従事者を対象としたがん医療の質的向上に向けた研修会や、市民を対象としたがんに関する意識啓発を実施します。
- ・災害医療拠点病院として、傷病者の受入を想定した実地訓練の実施などに取り組めます。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）\*を編成し、災害現場などにおける応急救護活動のための派遣を行います。
- ・公立病院として担っていくべき不採算な医療分野も継続させながらコストの節減に努め、収支バランスのとれた経営を進めます。
- ・市立病院で提供する医療サービスや、経営改善に関する取り組みを広く周知します。

\* 一次救急

- ・・・入院や手術を必要としない日常的な疾病に対応する救急医療を言います。

\* 病院群輪番制

- ・・・市立病院を含む市内5つの病院が、休日や夜間において、内科、小児科の重症患者を輪番で診療しています。

\* 二次救急

- ・・・入院治療等を必要としたり、比較的専門性の高い治療を行える救急医療を言います。

\* 小児周産期医療

- ・・・出産前後の周産期における母子に生じがちな突発的な事態に対応するため、産科と小児科とを統合した医療のことです。

\* 災害医療拠点病院

- ・・・重症、重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時における医療救護活動の中心的な役割を担う病院として県から指定を受けています。

\* 休日夜間急患診療所

- ・・・休日や夜間に内科や小児科の軽症患者を受け入れる診療所です。本市では地域医療センター内に設置されています。

\* 脳卒中ケアユニット

- ・・・脳卒中急性期の患者を専門医療スタッフが、濃密な治療とリハビリテーションを組織的に計画性をもって行う脳卒中専用の治療病棟のことです。

\* 災害派遣医療チーム（DMAT）

- ・・・医師、看護師等で構成され、現地の救急医療体制だけでは対応できない大規模災害や事故などの現場に急行する医療チームのことです。



---

## 基本目標 1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

---

### 個別目標 1－3 高齢者や障がい者への支援を充実する

---

#### 現状と課題

---

- ・ 独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者が安心して暮らしていくために、自ら健康管理に努めることが大切です。
  - ・ また、高齢者一人ひとりの状況に応じた生きがいつくりや介護予防など、きめの細かい支援を地域全体で進めていくことも必要です。
  - ・ 高齢者人口の増加に伴い介護を必要とする人が増えており、様々な需要にあわせた介護サービスのさらなる充実が求められます。
  - ・ 特別養護老人ホームへの入所待機者は増加傾向にあり、より一層の対応が求められます。
  - ・ 障がい認定を受ける人が年々増え続けており、障がい福祉のサービスに対するニーズの拡大と多様化が見込まれます。今後も、障がいのある人それぞれの特性に応じたサービス提供が求められます。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・ 高齢者が日常生活の中で楽しみや張り合いなどをもって暮らしていけるよう、地域に根ざした生きがいの創出に向けた取り組みを推進します。
  - ・ 高齢者が健康を維持し、できるだけ長く介護を受けずに暮らしていけるよう、介護予防に関する各種講座を開催します。また、関係機関などと連携しながら、ニーズに応じた介護予防のためのサービス提供に努めます。
  - ・ 高齢者の生活環境の向上を図るため、地域で暮らす高齢者への見守り体制の充実とともに、日常生活における困りごとの相談に応じるなど必要な生活支援に取り組みます。
  - ・ 介護の必要な人が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、在宅介護サービスの一層の充実を図ります。
  - ・ また、在宅介護サービスと施設サービスのバランスに配慮しながら、介護保険施設\*の整備を計画的に行います。
  - ・ 障がい者一人ひとりの状況にあわせ、住み慣れた地域での生活を支え、社会参加や就労支援などを図るためのきめ細かいサービスを提供します。
  - ・ 障害者総合支援法に対応した相談支援施策の充実強化を図ります。
- 

#### \* 介護保険施設

- ・ ・ ・ 特別養護老人ホームや老人保健施設など、介護保険法に基づいて県知事の指定を受けた施設のことをいいます。

#### \* 地域密着型サービス

- ・ ・ ・ 要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。

## めどす成果 1

### 高齢者が生き生きと暮らしている

高齢者が暮らしやすい生活環境の中で、生きがいをもって生活しています。

#### 成果を計る主な指標

| 高齢者が地域で生き生きと活動していると思<br>う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                                | 54.6%             | 56.0%               | 57.0%             |
| シルバー人材センターの会員数                 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                | 894 人             | 1,020 人             | 1,090 人           |
| 介護予防講座受講者数                     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                | 324 人             | 457 人               | 536 人             |

#### 主な取り組み

- ・高齢者が気軽に集え、日常生活における様々な相談ができる居場所を確保します。
- ・高齢者の趣味の充実や仲間づくりにつながるのぎく大学、介護予防をサポートするボランティア養成の講座などを開催します。
- ・介護保険施設でお手伝いなどを行う高齢者にポイントを付与する取り組みを進め、高齢者の社会参加や介護予防を推進します。
- ・高齢者に生きがいと働く機会を提供する（公社）大和市シルバー人材センターを支援します。
- ・緊急通報システムの運用などを通じて高齢者の安否確認を行うとともに、民間事業者などとの協定により、見守り体制を強化します。
- ・介護予防に向けた各種セミナーなどの開催、周知を行うほか、健康相談を実施します。

## めどす成果 2

### 必要な介護サービスの支援が受けられる

加齢などにより身体機能の低下が生じた場合に、地域の中で安心した生活を送るための必要な介護サービスが利用できています。

#### 成果を計る主な指標

| 介護を必要とする人が安心して暮らしている<br>と思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|----------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                                  | 47.3%             | 55.0%               | 65.0%             |
| 介護サービス利用者の満足度の割合                 | 現状値<br>(H22・2010) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                  | 62.3%             | 65.0%               | 70.0%             |

#### 主な取り組み

- ・小規模多機能型居宅介護など、地域の特性に応じて受けられる地域密着型サービス\*を充実します。
- ・入所待機者の実態を踏まえつつ、将来の需要を予測しながら、特別養護老人ホームなどの整備を進めます。
- ・介護サービス事業者への集団指導や実地指導に加え、介護サービス相談員による事業者とサービス利用者との調整を行い、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ・介護認定申請に係る認定審査を迅速に実施します。

### めざす成果 3

#### 障がい者が地域の中で自立した生活を送っている

地域に障がいのある人の活動の場や社会参加の場があり、その人らしく生き生きとした生活を送っています。

#### 成果を計る主な指標

| 障がい者の地域移行率* | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|             | 39.0%             | 43.1%               | 45.2%             |

#### 主な取り組み

- ・障がい者のサービス利用計画の作成にあたり、障害者相談支援事業所との連携、調整を充実し、障がい者の抱える課題の解決などに向けてきめ細かく対応します。
- ・障がい者の心身状態に応じた就労支援などを行いながら、自立を促進します。
- ・円滑な移動に向けた障がい者などへの移送サービスを行う団体の支援を行います。
- ・障害者相談支援事業所を統括する基幹相談支援センターの機能充実に取り組みます。
- ・障害者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待の通報などを 24 時間体制で受け付けます。

#### \* 地域移行率

- ・・・障がい者が入所施設や長期の入院などから退所、退院をして、地域のグループホームやケアホームなどに移行して生活を送っている割合です。



---

## 基本目標 1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

---

### 個別目標 1－4 助け合う福祉のしくみづくりを推進する

---

#### 現状と課題

---

- ・ 少子化や高齢化、核家族化などにより家族形態の変化が一層進む中で、誰もが住みなれた地域で安心して日常生活を送っていくためには、自助や公助はもとより、地域での支え合いによる共助の重要性がより高くなっています。
  - ・ お互いに助け合う地域福祉を推進していくためには、その担い手となる人づくりの重要性を広く市民に理解してもらい、できるだけ多くの人々の福祉活動への参加が必要です。
  - ・ 国民健康保険における被保険者一人あたりの年間医療費は増加し続けており、疾病予防の推進などによる医療費の縮減が求められます。
  - ・ また、受診率が横ばいとなっている特定健康診査\*については受診勧奨に取り組む必要があります。
  - ・ 生活保護受給者が依然として増加しており、働くことのできる人への就労支援については、これまで以上に積極的に進めていく必要があります。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・ 地域における共助の充実を図っていくため、地域福祉の活動を実践している団体などとの連携強化に取り組みます。(個別目標 7-3 参照)
  - ・ また、地域に根ざした福祉サービスを安定的に提供していくために、ボランティアなどとして福祉活動に携わる人づくりを積極的に支援します。(個別目標 7-3 参照)
  - ・ 特定健康診査の受診勧奨とともに、メタボリックシンドローム\*の該当者などへの特定保健指導の利用促進に努め、疾病予防の重要性を周知していきます。
  - ・ 国民健康保険制度の安定的運営に向け、保険税の収納率向上を図ります。
  - ・ 生活保護を受給している世帯の自立に向け、生活保護世帯の実態をよりの確に把握しながら、一人ひとりの働く能力に応じた就労を支援し、自立する世帯の増加を図ります。
- 

#### \* 特定健康診査

- ・ ・ ・ 40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者が対象となる健康診査のことです。本市においては、国民健康保険の加入者を対象として実施しています。

#### \* メタボリックシンドローム

- ・ ・ ・ 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態をいいます。

## めざす成果 1

### お互いに助け合う地域の関係ができています

日頃から、近隣の人たちのコミュニケーションがとれていて、困ったときにはお互いに助け合う関係ができています。

#### 成果を計る主な指標

| 地域に支え合う人のつながりがあると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|--------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                          | 41.9%             | 44.0%               | 46.0%             |

#### 主な取り組み

- ・地域を基盤として福祉活動に携わる地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、自治会などの取り組みを支援します。
- ・地域福祉を推進するNPO法人やボランティアグループなどにおける課題の共有化を進め、相互の交流を促進します。
- ・(社福) 大和市社会福祉協議会などとの連携により、地域福祉の担い手となるボランティアの育成に努めます。

## めざす成果 2

### 社会保障のしくみが安定的に維持されている

相互扶助の考え方にに基づき、生活保護制度や国民健康保険制度などが適切に運営されています。

#### 成果を計る主な指標

| 国民健康保険制度における特定健康診査の受診率    | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                           | 32.0%             | 55.0%               | 60.0%             |
| 保護受給世帯のうち、働ける世帯（その他世帯）の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 21.8%             | 20.6%               | 20.0%             |

#### 主な取り組み

- ・健康づくりに関する各種講座などに際して、特定健康診査を紹介するなど、受診勧奨に取り組めます。
- ・国民健康保険や後期高齢医療における医療費の適正化に向け、レセプト及び療養費請求書の点検体制を充実します。
- ・国民健康保険税の収納率向上に向け、夜間臨戸訪問を実施します。
- ・生活保護世帯への訪問と相談体制の充実、ハローワークとの連携強化に取り組み、受給者の状況に即した就労支援を行います。
- ・離職者への住宅費の支給を通じて、就労機会の確保を支援します。

---

## 基本目標 2 子どもが生き生きと育つまち

---

### 個別目標 2-1 子どもの健康と安全を守る

---

#### 現状と課題

- ・急速に進展する情報化などにより、生活の利便性がますます向上する中で、子どもの心身の成長や安全を取り巻く環境も変化してきています。
- ・出産年齢の上昇等に伴い、妊娠中の健康管理や妊婦の不安解消など、母子の健康保持については、その重要性が一層高まっています。
- ・本市における乳幼児健康診査や予防接種を受けている子どもの割合は高い水準にありますが、より多くの子どもの健康を保つため、健診や予防接種を受けやすいきめ細かい対応が必要です。
- ・子どもの健全な心と体の成長のために、より良い食習慣を身につけ、食に関する正しい知識や理解を深める食育\*が大切です。
- ・子どもが巻き込まれる犯罪が国内で多発しており、児童虐待の認知件数も増加しています。子どもが犯罪被害や児童虐待にあわないよう、これまで以上に対策を強化していくことが求められます。
- ・市内で発生する交通人身事故の件数は減少傾向にあるものの、子どもが関わった事故の割合は県平均を上回っており、子どもを取り巻く交通環境の安全性をさらに高めていく必要があります。

#### 取り組み方針

- ・妊婦健康診査の必要性や助成制度について広く周知し適切な受診を促すとともに、乳児などの訪問指導を行い、母子の健康管理を推進します。
- ・乳幼児健康診査の受診を促し、子どもの発育状態の把握、疾病の早期発見につなげます。また、予防接種についても積極的な情報提供を行い、接種を促進し、感染症の予防などを図ります。（個別目標 1-1 参照）
- ・乳幼児期における栄養指導により、保護者の食に対する知識や意識の向上を図るとともに、成長段階に応じた栄養バランスの良い給食の提供などを通して食育を推進します。
- ・子どもの人権が侵害されることのないよう、地域全体で子どもを犯罪から守るための取り組みを進めます。（個別目標 3-2、7-1 参照）
- ・児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携により早期対応を図ります。（個別目標 2-3 参照）
- ・子どもが関わる事故の防止に向けて、交通安全教室などを通し、広く意識啓発を行います。（個別目標 3-2 参照）

#### \* 食育

- ・「食」に関する知識を持ち、自分に望ましい「食事」を選択できる能力を身につけ、健全な「食生活」を送ることができるようにすることです。

#### \* 学校 P S メール

- ・学校から、犯罪、不審者、自然災害の情報や登下校時間の変更、行事のお知らせなどを、保護者等へ迅速に伝達するメール配信サービスのことです。

## めざす成果 1

### 子どもの心身の健康が保たれている

子どもの疾病などの早期発見と予防が図られ、健康を損ねるおそれのあるときには、適切に必要な支援が受けられます。

| 成果を計る主な指標     |                   |                     |                   |
|---------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 妊婦健康診査の平均受診回数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|               | 10.4 回            | 14.0 回              | 14.0 回            |
| 4 か月児健康診査の受診率 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|               | 96.2%             | 98.0%               | 98.0%             |
| 小学校の給食残食率（野菜） | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|               | 12.0%             | 10.0%               | 8.0%              |

#### 主な取り組み

- ・妊婦健康診査について、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査費用補助券を交付するほか、医療機関と連携した情報発信や妊婦への個別訪問などにより、適切な受診を促します。
- ・生後4 か月までの乳児の全戸訪問を行い、健康状態や発育の状況について把握します。また、低体重児については、医療機関と連携した訪問指導、経過検診、育児教室などを実施します。
- ・乳幼児健康診査の実施を個別に通知するほか、家庭訪問、育児相談など、様々な機会を通して受診を促します。
- ・予防接種のスケジュールを電子メールで通知するなどして、情報提供を強化します。
- ・乳幼児の保護者を対象に、子どもの成長に合わせた食事に関する指導などを行います。
- ・保育所や小中学校の給食においては、食の安全を確保するとともに、地域の食材なども取り入れながら栄養バランスのとれた献立とします。
- ・小中学校の給食時間や授業において、栄養教諭を中心に食育を実施します。

## めざす成果 2

### 子どもの人権と安全な生活環境が守られている

子どもの人権が守られるとともに、子どもが犯罪や事故などにあわず、安全な生活を送っています。

| 成果を計る主な指標        |                   |                     |                   |
|------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 学校 P S メール*世帯普及率 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                  | 81.0%             | 93.0%               | 97.0%             |
| 子どもの交通事故の市内発生件数  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                  | 139 件             | 120 件               | 110 件             |

#### 主な取り組み

- ・子どもの人権について、関係機関と連携し、様々な取り組みなどの情報を発信します。
- ・交通誘導ボランティアや関係団体などと協力し、地域全体で登下校時の見守りや声かけを行います。
- ・入学や転入などの際、保護者に学校 P S メールへの登録を促します。
- ・青少年相談員連絡協議会と連携し、子どもの非行防止の見回りをを行います。また、関係機関などとともに、青少年に有害な広告物の撤去活動を行います。
- ・乳幼児家庭訪問、各種健康診査、学校教育など様々な場面において児童虐待の兆候に気を配り、早期発見に取り組みます。また、関係機関との情報共有を進め連携を強化しながら、必要に応じて緊急措置を行います。
- ・交通安全の街頭キャンペーンや、実演方式等による交通安全教室を開催します。

---

## 基本目標 2 子どもが生き生きと育つまち

---

### 個別目標 2-2 子どもの生きる力\*を育む

#### 現状と課題

- ・子どもが変化の激しい社会を生きぬくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが大切です。
- ・近年では、学習に取り組む児童・生徒の姿勢に受け身的な様子が見られることから、子どもが自ら学ぶ意欲を持てるような指導が求められています。
- ・読書は、子どもの豊かな感性や情緒を育み、学力の下支えにもなるものであり、今後は読書環境を一層向上し、読書活動をさらに推進していく必要があります。
- ・不登校やいじめの原因は、学校での人間関係や家庭環境によることが多く、未然に防止するためには児童・生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握して対応するとともに、地域や家庭との連携を深めることが求められています。
- ・全国的な傾向と同じく、本市においても障がいや発達への細かな配慮を必要とする子どもが増えており、個々の状況も多様化しています。
- ・子どもの人間性や社会性を豊かに育むためには、多様な人との関わりあいの中から様々なことを学べる環境を提供することが求められます。

#### 取り組み方針

- ・子どもが夢や目標をもって自ら成長する力を育む学校教育を推進します。
- ・学習活動において、一人ひとりの学びを大切にしたいきめ細かい指導を推進します。
- ・豊かな心を育み命の大切さを学べるよう、学校教育全般において道徳教育や人権教育を推進します。(個別目標 7-1 参照)
- ・教員の実践的指導力とともに、学校組織としての教育力の強化を図ります。
- ・各教科や学校の様々な活動において学校図書館を活用する機会を増やし、本がより身近なものになる環境を整えることによって、読書の量と質の向上を図ります。  
(個別目標 6-1 参照)
- ・誰もが不登校やいじめに対する問題意識を持つよう啓発を進め、子どもの些細な変化も捉えられる教職員の体制を強化し、併せて家庭への支援を図ります。
- ・障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、子どもの個性や能力に応じた適切な学習支援の充実を図ります。
- ・学校施設や各種教材等の計画的な更新と、学校の適正規模の確保を図り、快適な学習環境の提供を推進します。
- ・学校、家庭、地域が互いに役割を認識し、協力し合いながら子どもの成長を支えます。
- ・子どもが様々な体験をすることができ、また、年代の違う子ども同士がふれあうことのできる場や機会を充実します。

## めざす成果 1

### 子どもが夢や目標をもって学んでいる

一人ひとりの子どもが、自分と他者を認め合いながら、夢や目標をもって学んでいます。

#### 成果を計る主な指標

| 将来の夢や目標をもっていると答えた児童・生徒の割合（小5、中2）   | 現状値<br>(H22・2010)      | 中間目標値<br>(H28・2016)    | 目標値<br>(H30・2018)      |
|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                                    | (小) 88.2%<br>(中) 69.8% | (小) 89.0%<br>(中) 71.5% | (小) 89.0%<br>(中) 72.0% |
| 児童・生徒の1か月の平均読書冊数<br>(小4～6年)(中1～3年) | 現状値<br>(H23・2011)      | 中間目標値<br>(H28・2016)    | 目標値<br>(H30・2018)      |
|                                    | (小) 11.3冊<br>(中) 3.7冊  | (小) 13.5冊<br>(中) 5.8冊  | (小) 14冊<br>(中) 6冊      |

#### 主な取り組み

- ・学習指導要領に沿って各教科等における学習の目標を明確にし、児童・生徒一人ひとりの自発的な学びを促す指導を行います。
- ・教育活動全般において児童・生徒同士が互いに関わる場を取り入れ、自分の大切さとともに他者の大切さを認める心を育みます。
- ・教職員の資質や能力と、学校の教育力を高めるための研修機会を充実します。
- ・学校評議員の意見や、保護者、地域住民の意向を踏まえた学校運営を行います。
- ・地域の人材を講師などとして迎え、学習支援、体験学習、部活動指導などを充実します。
- ・小学生を対象に、プロスポーツ選手などによる夢の教室\*を実施します。
- ・学校図書館司書の効果的な活用や、学校図書館スーパーバイザー\*、市立図書館との連携によって、児童・生徒の読書量の増加と質の高い読書を促します。

## めざす成果 2

### 不登校やいじめの問題が少なくなっている

不登校やいじめで苦しむ児童・生徒への支援体制が整い、未然防止や早期対応による解決が進んでおり、子どもが毎日安心して学校に通っています。

#### 成果を計る主な指標

| 不登校児童・生徒の割合 | 現状値<br>(H23・2011)      | 中間目標値<br>(H28・2016)    | 目標値<br>(H30・2018)      |
|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|             | (小) 0.57%<br>(中) 3.53% | (小) 0.29%<br>(中) 2.51% | (小) 0.25%<br>(中) 2.22% |
| いじめ問題の解消率   | 現状値<br>(H23・2011)      | 中間目標値<br>(H28・2016)    | 目標値<br>(H30・2018)      |
|             | (小) 95.8%<br>(中) 100%  | (小) 100%<br>(中) 100%   | (小) 100%<br>(中) 100%   |

#### 主な取り組み

- ・不登校やいじめを防ぐ多様な取り組み内容や、問題の解決に向けた具体事例などについて、広く市民に向けて情報発信を行います。
- ・不登校やいじめの問題の解決に向け、教職員や関係者が常に情報を共有した上で、児童・生徒の状況に応じた対策を講じます。
- ・心理カウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*、不登校生徒支援員\*を効果的に活用し、児童・生徒や保護者に対する相談支援体制を充実します。
- ・不登校児童・生徒の学校復帰に向け、教育支援教室「まほろば教室」を運営します。また、民間のフリースクールと情報交換を行い、不登校児童・生徒を広く支援します。

### めざす成果 3

#### 子どもが個性・能力にあった教育を受けている

子どもの個性や能力に応じた教育の場が用意され、障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、子どもたちが生き生きと活動しています。

| 成果を計る主な指標                      |                   |                     |                   |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 子どもの個性や能力にあった教育が行われていると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                | 32.5%             | 35.0%               | 40.0%             |
| 特別支援教育ヘルパー充足率                  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                | 92.0%             | 100.0%              | 100.0%            |

#### 主な取り組み

- ・学習をする上で支援を必要とする児童・生徒のために、特別支援教育ヘルパー、スクールアシスタント、日本語指導員などを十分に配置します。
- ・障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、児童・生徒同士が互いを理解し学び合える交流を行います。
- ・発達に不安のある子どもとその家族に相談や指導を行い、必要に応じてホームヘルプやデイサービスなどの利用を促します。
- ・防音設備や外壁などの学校施設について、計画的に改修し長寿命化を図ります。
- ・教育用コンピュータなど I C T 機器を計画的に更新します。

### めざす成果 4

#### 子どもが様々な体験をしながら育っている

生活の中で、様々な居場所や体験の場が整い、子どもが豊かな人間性、社会性を身につけていきます。

| 成果を計る主な指標              |                   |                     |                   |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 放課後子ども教室参加率            | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                        | 8.4%              | 9.0%                | 10.0%             |
| 児童館の1日あたりの平均利用者数(全22館) | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                        | 451人              | 450人                | 450人              |
| 中高生ボランティア*参加者数         | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                        | 115人              | 120人                | 125人              |

#### 主な取り組み

- ・放課後子ども教室では、実施日の拡大を図るとともに、参加児童への学習支援を充実します。また、地域ごとに児童館を運営します。
- ・子どもが自主性や協調性を身につけるボランティア体験や、ユースクラブの活動などを支援します。
- ・青少年育成関係団体等について、主体的に行うイベントや日頃の活動に関する支援を行います。
- ・地域や青少年育成関係団体等の協力を得ながら、子どもが様々な人と交流することのできる催しを実施します。

**\* 生きる力**

- ・・・知＝「確かな学力」（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）、徳＝「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性）、体＝「健康・体力」（たくましく生きるための健康や体力）のバランスのとれた力を指し、子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく力を育む、学習指導要領の理念とされています。

**\* 夢の教室**

- ・・・Ｊリーグやなでしこリーグの現役選手などが夢をもつ大切さを伝える授業のことです。

**\* 学校図書館スーパーバイザー**

- ・・・小中学校を訪問して読書活動についての指導、助言を行う司書の資格を持つ職員です。

**\* 心理カウンセラー**

- ・・・特に困難な相談業務を担うとともに児童・生徒の行動観察や心理判定を行う臨床心理士です。一般相談員への助言も行います。

**\* スクールソーシャルワーカー**

- ・・・福祉的な支援を必要とする青少年とその保護者の相談に応じ関係機関につなぐなど、青少年を取り巻く環境調整を行い、課題の解決を図る社会福祉士または精神保健福祉士です。一般相談員への助言も行います。

**\* 不登校生徒支援員**

- ・・・不登校傾向の生徒を対象に、配置校の学習支援室で学習支援を行い、登校できている状態を維持し、教室復帰を支援する、教員免許を持った職員です。

**\* 中高生ボランティア**

- ・・・「大和市民まつりで青少年指導員コーナーを手伝う中学生ボランティア」「こどもと遊ぶ中高生のボランティア入門」「青少年センターまつり中学生ボランティア」の参加者のことです。

---

## 基本目標 2 子どもが生き生きと育つまち

---

### 個別目標 2-3 子どもを産み育てやすい環境をつくる

---

#### 現状と課題

- ・ 年少人口の減少が進行している本市において少子化対策は喫緊の課題であり、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えることが重要です。
  - ・ 子育てに関わる支出は育児における負担感の大きな要因となっており、子育て家庭への経済的な支援が求められます。
  - ・ 核家族化や近隣関係の希薄化などから育児の不安を抱える親が増えており、地域や行政によって子育て家庭を支えるしくみの充実が求められます。
  - ・ これまで認可保育所の新增設や認定保育施設の運営支援などにより、待機児童の解消を図ってきましたが、入所希望者は一段と増加しており、より効果的な対策を講じることが重要です。
  - ・ また、子育て家庭における保育ニーズが多様化しており、様々な保育サービスの提供が求められます。
- 

#### 取り組み方針

- ・ 子どもを望む夫婦の不妊症や不育症\*の治療を支援し、より多くの子どもを授かることのできる環境を整えていきます。
  - ・ 各種手当の支給や、医療、教育に関する費用助成によって、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
  - ・ 子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域と家庭をつなぐ取り組みを進めるとともに、子育て中の保護者同士が気軽に情報交換できる場の拡充を図ります。
  - ・ 子育てにおける保護者の様々な悩みを解消できるよう、専門的な相談機能の向上に取り組みます。(個別目標 2-1 参照)
  - ・ 子ども・子育て関連 3 法の本格実施に合わせ、子育てに関する保護者の希望を丁寧に把握、分析し、ニーズに沿った保育サービスの提供を推進します。また、必要に応じて保育所の入所定員を増やすなどの対応を図ります。
  - ・ 大和駅東側第 4 地区に整備する複合施設内には、天候に関わらず子どもが保護者と安全に安心して遊べる屋内公園を整備します。(個別目標 5-1 参照)
- 

#### \* 不育症

- ・ ・ ・ 厚生労働省では、妊娠はするものの 2 回以上繰り返す流産や死産などによって子どもを授けられないことを不育症としています。

#### \* 一般不妊治療

- ・ ・ ・ タイミング法、薬物療法、人工授精等の不妊治療をいいます。

#### \* 特定不妊治療

- ・ ・ ・ 体外受精及び顕微授精による不妊治療をいいます。

## めざす成果 1

### 安心して子育てをしている

不安や負担を感じることなく、経済的にも安心して子どもを授かり、育てています。

#### 成果を計る主な指標

| 子育てに関する不安を相談できる場があると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-----------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                             | 47.7%             | 55.0%               | 60.0%             |
| つどいの広場の1か所1か月あたりの平均利用者数     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                             | 2,007人            | 2,100人              | 2,200人            |

#### 主な取り組み

- ・一般不妊治療\*、特定不妊治療\*、不育症の治療にかかる費用を助成します。
- ・各種手当の支給、医療費の助成、私立幼稚園の就園費用助成、就学援助などを行います。
- ・子育て支援センターにおいて、育児に関する様々な相談や情報提供などをきめ細かく行います。
- ・つどいの広場や地域育児センターなど地域における子育て支援の拠点について広く市民に周知し、利用を促します。
- ・子育て中の保護者と子育てを支援する人をつなぐファミリーサポートセンターにおいて、依頼の増加に対応できるよう支援者の増員を図ります。
- ・専門研修の実施などにより家庭相談員の能力を向上し、相談機能の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭を対象に、就業支援や経済的支援、相談業務を実施します。
- ・大和駅東側第4地区の複合施設における屋内公園には大型遊具や知育玩具を配置するとともに、同フロアに児童書架なども設置します。また、複合施設を利用する子育て世代に保育サービスを提供します。

## めざす成果 2

### 働きながら子育てができている

子どもを預ける場所があるなど、働きながら子育てができる環境が整っています。

#### 成果を計る主な指標

| 保育所の入所定員数      | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016)               | 目標値<br>(H30・2018)                 |
|----------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                | 1,660人            | 平成26年度に子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて設定します | 平成26年度に子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて設定します |
| 放課後児童クラブの待機児童数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016)               | 目標値<br>(H30・2018)                 |
|                | 0人                | 0人                                | 0人                                |

#### 主な取り組み

- ・延長保育や一時保育、休日保育及び病児・病後児保育など、保護者が求めるニーズに対応したきめ細かい保育サービスを提供します。
- ・待機児童の解消に向け、保育所の入所定員を拡大します。
- ・民間の保育所や保育施設の適正な運営について支援を行います。
- ・放課後児童クラブの運営については、放課後子ども教室と効果的に連携していきます。

---

## 基本目標 3 安全と安心が感じられるまち

---

### 個別目標 3-1 災害への対応力を高める

---

#### 現状と課題

---

- ・ 甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、本市においても大規模災害を想定した防災、減災対策に取り組む必要があります。
  - ・ 震災時には、一人ひとりの迅速な避難行動や地域での助け合いなどが人的被害の拡大を防ぐ大きな要素となっており、あらためて自助、共助の重要性が認識されました。また、災害時の応急対策や復旧における中心的な役割を担う行政機関にも被害が及んだことから、業務を継続できる行政の体制確保が求められます。
  - ・ 建築物の耐震化や市街地の大雨対策など、様々な都市基盤の強化に積極的に取り組み、市民や事業者と行政が協働して災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。
  - ・ 大規模地震の発生時は同時多発火災が予想され、また、建築物の倒壊や道路の損壊、交通の混乱などにより、消防活動が困難になることが考えられます。
  - ・ 本市では木造家屋が密集している地域もあり、火災発生時には延焼被害の拡大防止のため、迅速な初期消火が求められます。
  - ・ 救急車の出動件数は増加傾向にあり、現場到着の遅延にも影響するなど、真に救急車を必要とする市民への対応の遅れが懸念されています。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・ 市民、事業者など様々な主体による自助、共助の取り組みに対する支援の強化を図るとともに、公助を含め全体のバランスのとれた災害対策を推進します。
  - ・ 行政による防災、減災対策として、大規模災害に対する事前の対策、発災直後の対策、被災後の長期的な対策など、様々な場面や状況を想定した危機管理体制の充実を図ります。また、災害時における業務の継続性の確保を図ります。
  - ・ 災害時に地域の医療救護活動における中心的な役割を担う市立病院では、災害医療拠点病院としての機能を維持します。（個別目標 1-2 参照）
  - ・ 建築物倒壊や火災による被害拡大を防止するため、建築物の耐震化、不燃化を促進します。また、災害時の避難路や緊急輸送路の確保を図るとともに、市街地の浸水被害軽減に向けた総合的な治水対策を推進し、都市の防災機能の充実を図ります。（個別目標 4-2、5-1 参照）
  - ・ 火災予防についての意識啓発を図るとともに、消防資機材の整備、自主防災組織への支援などを進め、地域と連携した消防力の向上を図ります。
  - ・ 市民の応急手当に関する技術習得や救急車の適正利用を促進するとともに、医療機関との連携強化を図り、適切な救急救命体制の維持に努めます。
-

## めざす成果 1

### 災害に対して自ら備えをしている

市民一人ひとりが災害への危機意識を持ち、家庭や地域において災害に対する備えができています。

| 成果を計る主な指標             |                   |                     |                   |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 地域防災訓練を実施している自治会の割合   | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 72.0%             | 76.0%               | 78.0%             |
| 市と要援護者名簿を共有している自治会の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 66.4%             | 74.0%               | 78.0%             |
| 住宅の耐震改修率              | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 88.5%             | 90.8%               | 92.5%             |

#### 主な取り組み

- ・各種講習会や総合防災訓練、小中学校での教育活動など、あらゆる機会を通して、広く防災知識の啓発を行います。
- ・食糧や飲料水、携帯トイレなど災害時における各家庭での生活物資の備蓄についての啓発を行います。
- ・防災セミナーなどにより地域の防災リーダーを育成します。また、自主防災組織への防災訓練指導、スタンドパイプの配布など防災資機材の整備支援を行います。
- ・個人情報保護に配慮しながら、高齢者や障がい者などの要援護者の名簿を自治会と共有します。
- ・建築物の耐震化や不燃化の啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修、分譲マンションの耐震診断についての支援を行います。

## めざす成果 2

### 防災・減災のためのしくみが整っている

災害時における避難体制や情報収集・提供について、適切な対応が行える体制が整っています。

| 成果を計る主な指標                 |                   |                     |                   |
|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 地域で広域避難場所*が知られていると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 66.8%             | 69.8%               | 70.3%             |
| 指定避難所等の非常食糧の備蓄率*          | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 70.6%             | 100%                | 100%              |
| 防災講話の受講団体数                | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 45 団体             | 55 団体               | 60 団体             |

#### 主な取り組み

- ・総合防災訓練を定期的実施するとともに、避難所の案内表示板、防災マップなどにより、平常時からの避難ルートの確認について啓発を行います。
- ・避難所における食糧や携帯トイレなどの備蓄を行うとともに、自家発電装置や井戸などの設備の維持管理を行います。
- ・老人ホーム等の福祉施設との協定締結により要援護者の避難施設を確保します。
- ・他自治体との協定締結により非常用物資、被災者受入体制などを確保します。
- ・防災行政無線やFMやまと、やまとPSメールなどにより、災害状況や安否情報、帰宅困難者への支援情報などを迅速に提供できる体制の整備、運用を行います。
- ・市民や関係機関と連携し、災害時における避難所の迅速な開設や安定した運営を行います。
- ・業務継続計画に基づき、災害時における行政サービスの提供体制を整えます。
- ・市立病院では、災害医療拠点病院としての機材の確保や体制の維持を行います。

## めざす成果 3

### 都市の防災機能が充実している

地震や大雨が発生しても、大きな被害につながらないような施設整備などの対策が講じられています。

#### 成果を計る主な指標

| 防災上重要な公共建築物の耐震改修率 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                   | 97.7%             | 98.4%               | 100.0%            |
| 雨水整備率*            | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                   | 68.4%             | 68.7%               | 69.0%             |

#### 主な取り組み

- ・公共建築物や下水道施設、道路橋の耐震化を図ります。
- ・大規模建築物の排煙設備や非常用照明装置などの設備について、設置指導、定期点検などを行います。
- ・雨水管の整備を進めるとともに、民間開発地区内への雨水浸透枳や雨水貯留槽などの設置を促します。また、道路整備において雨水を地下に浸透させる透水性舗装に取り組みます。
- ・河川の護岸の維持管理や流れを阻害する堆積土砂などの除去、周辺のフェンスなどの施設の補修を行います。

## めざす成果 4

### 十分な消防力が整っている

迅速な消防体制、救急救命体制が維持され、火災や事故による被害が最小限に抑えられています。

#### 成果を計る主な指標

| 火災発生率（人口 1 万人あたりの火災発生件数） | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|--------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                          | 2.9 件             | 2.7 件               | 2.6 件             |
| 救命講習受講者資格取得者数（累計）        | 現状値<br>(H24・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                          | 21,411 人          | 28,000 人            | 35,000 人          |
| 救急車の医療機関到着までの所要時間*       | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                          | 36.1 分            | 36.1 分              | 36.1 分            |

#### 主な取り組み

- ・地域と連携し、放火されにくい環境づくりに向けたパトロールや広報活動を行います。
- ・少年消防団への活動を支援し、将来の地域防災リーダーの育成を図ります。
- ・自主防災組織の消火資機材取扱訓練などを支援します。
- ・消防車両や消火資機材、通信機材などの設備の維持、管理を行います。
- ・訓練や研修、資格取得などによる消防職員、消防団員の技術力向上を図ります。
- ・学校や事業者に対する救命講習会の実施、誰もが利用できる A E D の整備を行うとともに、救急車の適正利用に向けた広報活動を行います。
- ・救急隊員の知識や技術の維持向上のため、医療機関での研修を実施します。また、医師との意見交換の場を設けるなど、救急活動に関する情報共有を図ります。

\* 広域避難場所

- ・・・大災害時に火災の延焼、火災の熱風や煙などから身を守るための安全が確保できる場所です。

\* 指定避難所等の非常食糧の備蓄率

- ・・・東京湾北部地震において想定している避難者（帰宅困難などの滞留者を含む）の3日分の非常食糧に対する備蓄率です。

\* 雨水整備率

- ・・・市街化区域 2007ha のうち、公共下水道による雨水整備（雨水管、合流管）が完了している区域の割合です。

\* 救急車の医療機関到着までの所要時間

- ・・・119 番通報を受け付けてから、救急車が医療機関に到着し、傷病者を医師等引き継ぐまでの所要時間の平均値になります。

---

## 基本目標 3 安全と安心が感じられるまち

---

### 個別目標 3-2 生活の安全性を高める

---

#### 現状と課題

---

- ・ 防犯活動に関わる団体や関係機関と連携した取り組みを継続してきたことにより、市内での犯罪発生件数は減少してきましたが、自転車盗などの窃盗犯を中心に依然として高い水準にあります。
  - ・ 犯罪の不安がないまちをつくるためには、地域全体で防犯に取り組むことが重要です。
  - ・ 市内の交通人身事故の発生件数も減少傾向にありますが、高齢者や自転車の事故の割合が高い状態となっています。
  - ・ 交通安全のさらなる向上を図るためには、道路利用や道路設備の状況を踏まえた対策が必要です。
  - ・ 高齢者を狙った悪質商法やインターネットの普及に伴う架空請求など、市民からの消費生活相談は多岐にわたっています。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・ 市民の自主防犯意識をさらに高めていくとともに、防犯活動団体、関係機関と連携したパトロールを充実するなど、犯罪の発生抑止と体感治安の向上を図ります。  
(個別目標 2-1 参照)
  - ・ 地域ごとに犯罪の種類や発生状況を把握し、警戒情報の発信や地域特性に応じた防犯設備の設置などの取り組みを推進します。
  - ・ 高齢者や子どもの交通安全意識を高めていくとともに、自転車の利用マナーの向上や走行環境の整備などの取り組みを推進します。(個別目標 2-1、5-2 参照)
  - ・ 交通事故の発生原因および危険箇所を分析し、関係機関と連携した交通安全施設の整備を図ります。(個別目標 5-1 参照)
  - ・ 消費者利益の保護や日常生活でのトラブルの解決に向け、市民が利用しやすい相談体制づくりに取り組みます。
-

## めざす成果 1

### 犯罪の不安を感じることなく暮らしている

市民の防犯意識が高まり、地域での防犯活動が定着するとともに、犯罪にあうことが少なくなっています。

#### 成果を計る主な指標

|                             |                   |                     |                   |
|-----------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 以前に比べて、大和市の治安は良くなったと思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                             | 46.0%             | 48.8%               | 50.0%             |
| 年間犯罪発生件数                    | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                             | 2,499 件           | 2,230 件             | 2,100 件           |
| 自主防犯活動団体*数                  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                             | 188 団体            | 212 団体              | 228 団体            |

#### 主な取り組み

- ・防犯活動団体などと連携した防犯キャンペーンや防犯教室、公用車による青色防犯パトロールを実施します。
- ・やまとPSメールにより、不審者、空き巣、振り込め詐欺等の防犯に関する情報を発信します。
- ・客引き行為等防止重点地区での条例違反者に対しての指導、警告を行います。
- ・駅周辺や通学路等に街頭防犯カメラを設置します。
- ・自治会連絡協議会による防犯灯の設置や維持管理について、LEDタイプへの切り替えを促進しながら、支援を行います。

## めざす成果 2

### 交通事故の不安を感じることなく暮らしている

交通ルールに対する遵守意識が高まるとともに、安全施設の整備が進み、交通事故の発生件数が減少しています。

#### 成果を計る主な指標

|                      |                   |                     |                   |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 交通人身事故発生件数           | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                      | 1,267 件           | 1,200 件             | 1,100 件           |
| 交通安全教室等参加者数（イベントを除く） | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                      | 20,184 人          | 22,000 人            | 23,000 人          |

#### 主な取り組み

- ・大和市交通安全対策協議会などと連携して交通安全キャンペーンを実施するとともに、子どもや高齢者を対象とした実演方式等による交通安全教室を開催します。
- ・自転車のTマーク\*取得や児童用ヘルメット購入について助成します。
- ・PTAなどによる登下校時の交通誘導ボランティア活動を支援します。
- ・自治会やPTA、関係機関などと連携し、道路の危険箇所を点検するとともに、カーブミラーや道路照明などの整備を行います。
- ・歩道の拡幅や段差の解消、カラー舗装、横断防止策の設置など道路の改良を行います。

### めざす成果 3

#### 安心して消費生活を送っている

消費生活や日常生活に関する相談、専門知識が必要な相談の体制が整っています。

成果を計る主な指標

|                                           | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合                     | 99.5%             | 99.5%               | 99.5%             |
| 家庭用品品質表示法*・製品安全4法*に係る<br>立ち入り検査による適正表示の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                           | 100%              | 100%                | 100%              |

#### 主な取り組み

- ・広報誌やホームページなどにより、悪質商法や架空請求などの消費生活上のトラブルについて、情報発信を行います。
- ・日常生活や契約行為などにおけるトラブルの相談について、解決に向けた支援を行います。また、相談員間での情報共有や勉強会の実施などにより、相談員の資質向上を図ります。
- ・商業施設等に対し、適正な商品表示がなされているかの立ち入り検査を実施します。

#### \* 自主防犯活動団体

- ・・・・市内で地域の防犯活動を自主的・継続的に実施する団体のことです。

#### \* TSマーク

- ・・・・自転車安全整備士が自転車の点検及び整備を行い、道路交通法の規定に適合し安全であることを確認した証として自転車に貼付する、財団法人日本交通管理技術協会が発行するマークのことです。

#### \* 家庭用品品質表示法

- ・・・・消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めた法律です。

#### \* 製品安全4法

- ・・・・「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」、「電気用品安全法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」のことで、それぞれ規制対象製品ごとに安全性を確保するための技術基準を定めた法律です。



---

## 基本目標 3 安全と安心が感じられるまち

---

### 個別目標 3-3 航空機による被害を解消する

---

#### 現状と課題

- ・ 厚木基地は、全国に類を見ない人口密集地の中にある航空基地であり、本市では、航空機による騒音や部品落下等の事故への不安など、基地に起因する様々な影響が長年にわたって生じています。
  - ・ 横須賀を事実上の母港とする米海軍空母の艦載機は激しい騒音被害をもたらしており、特に空母が横須賀を出港する際に行われる N L P \* を含む離着陸訓練による騒音被害は極めて深刻なものとなります。
  - ・ 離着陸訓練は、1993 年に硫黄島代替訓練施設が米軍に全面提供されて以来、そのほとんどが硫黄島で実施されていますが、天候等により厚木基地で実施されることもあります。
  - ・ 2006 年に日米両国政府により合意された「再編実施のための日米のロードマップ」では、厚木基地の米空母艦載機が 2014 年までに岩国飛行場へ移駐することが示されました。
  - ・ しかしながら、2013 年には、移駐可能となる時期について 2017 年頃の見込みとなることが日本政府から示されました。
  - ・ また、市街地に位置する広大な基地は、東西方向の交通を分断するとともに、航空機の飛行に伴い建築物の高さが制限されるなど、まちづくりの阻害要因にもなっています。
- 

#### 取り組み方針

- ・ 日頃生じている騒音の軽減や、空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で実施しないこと、航空機の安全確保などについて、国や米軍等に求めています。
  - ・ 日米両国政府によって示された空母艦載機の厚木基地からの移駐が一日でも早く完了するよう、国や米軍等に働きかけていきます。
  - ・ 基地問題の解決に向け、県や厚木基地周辺市などとも連携を図りながら、取り組みを推進します。
- 

#### \* N L P

- ・ ・ ・ 夜間連続離着陸訓練と呼ばれる訓練です。F C L P (Field Carrier Landing Practice) と呼ばれる空母への着艦のための訓練のうち、夜間に行われるものを N L P (Night Landing Practice) と呼んでいます。

## めざす成果 1

### 航空機による被害のない生活を送っている

航空機騒音が低減されるなど、基地に起因する被害の少ない生活を送っています。

#### 成果を計る主な指標

|                              | 現状値<br>(H24・2012)      | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|------------------------------|------------------------|---------------------|-------------------|
| 時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ ) * | 国の基準改定により、平成 25 年度から測定 | 逡減させるよう<br>取り組みます   | 逡減させるよう<br>取り組みます |

#### 主な取り組み

- ・ 航空機の騒音の軽減や安全性の確保など諸問題の解決に向け、国や米軍等への要請、情報の収集、苦情への対応を行います。また、本市の取り組みについて情報発信を行います。
- ・ 住宅防音工事の助成対象の拡大など、基地周辺対策の拡充について国に求めています。
- ・ 航空機騒音被害の状況を把握するため、騒音測定を行います。
- ・ 市民、議会、行政の代表などから組織される大和市基地対策協議会の運営を支援します。

\* 時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ )

- ・ ・ ・ 昼、夕、夜の3つの時間帯に分け、夕方、夜間に重み付けを行い騒音レベルを求めたものです。

---

## 基本目標 4 環境を守り育てるまち

---

### 個別目標 4-1 地球にやさしく活動する

#### 現状と課題

- ・ 異常気象を招き、生態系に影響を及ぼしている地球温暖化は、一層深刻な問題となっており、これまで以上に社会全体で対応していくことが求められています。
- ・ 本市においても二酸化炭素排出量の削減はなかなか進んでおらず、家庭やオフィスを中心に取り組みを充実する必要があります。
- ・ 一般家庭のごみについては、ごみ袋の有料化や資源分別のしくみが定着しているものの、排出量はここ数年横ばいの状況が続いています。一方、事業所などから排出されるごみの量は削減されてきています。
- ・ さらにごみの減量化に向けて、資源分別や再利用の徹底など、ごみをなるべく出さない生活を心がけていくことが重要となっています。
- ・ まちの美化を進めることは、市民の快適な生活環境の保持につながります。不法投棄やポイ捨てをなくし、ごみのない清潔なまちにすることが大切です。

#### 取り組み方針

- ・ 地球温暖化問題の解決に向け、誰もが地球にやさしく活動するよう意識啓発を進めます。また、市においても環境に配慮した取り組みを率先して展開します。
- ・ 民生家庭部門\*における二酸化炭素排出量の削減に向け、エネルギー消費の抑制や再生可能エネルギーの活用など市民一人ひとりが取り組むことのできる対策を推進します。
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）\*の取り組みを進めるとともに、資源とごみの分け方、出し方のルールをさらに徹底し、ごみの減量化を一層促進します。また、可能な限りごみ焼却灰の資源化を図ります。
- ・ 不法投棄に対するパトロールの重点化など監視体制の強化を図ります。また、キャンペーン活動を通し市民や事業者とともに地域の美化を推進します。

## めざす成果 1

### 二酸化炭素の排出量が削減されている

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用が図られ、二酸化炭素の排出量が減っています。

#### 成果を計る主な指標

| 環境に配慮している人が多いと思う市民の割合                 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                                       | 49.3%             | 62.0%               | 67.0%             |
| 1990 年度と比較したエネルギー供給量等に基づく二酸化炭素排出量*の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                       | 104.3%            | 87.0%               | 79.2%             |

#### 主な取り組み

- ・二酸化炭素排出抑制の必要性や省エネルギーの方法について、キャンペーンや広報活動などを積極的に行います。
- ・小中学校において、やまとみどりの学校プログラム\*や、かんきょうノート\*を活用した環境教育を実施します。
- ・家庭向け太陽光発電システムや太陽熱温水システムの設置を推進します。
- ・市の公共施設において、太陽光発電システムの設置を進めます。
- ・ごみ焼却炉から発生する熱エネルギーを、公共施設の電力として活用します。

## めざす成果 2

### ごみの減量化、資源化が進んでいる

ごみの減量化、資源化が図られ、処理されるごみの量が減っています。また、ごみの収集や焼却処理、資源化処理が適正に行われています。

#### 成果を計る主な指標

| 市民一人 1 日あたりのごみ排出量 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                   | 459 g             | 420 g               | 412 g             |
| リサイクル率            | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                   | 21.9%             | 30.0%               | 32.0%             |
| ごみ焼却灰の資源化率        | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                   | 19.8%             | 45.0%               | 55.0%             |

#### 主な取り組み

- ・資源とごみの分別に関するパンフレットをより分かりやすいものとし、転入者や外国人に周知を徹底します。
- ・資源回収における資源化品目の拡大に取り組みます。
- ・ごみの戸別収集や粗大ごみの回収について、遅滞なく確実に収集、運搬します。
- ・ごみ焼却灰については、処理にかかる費用や再生品の品質に配慮しながら資源化を拡大します。
- ・ごみ焼却炉を計画的に運転、補修します。

### めざす成果 3

#### ごみのない清潔なまちが維持されている

市民が地域の美化活動に参加し、ごみのない清潔なまちで生活しています。

#### 成果を計る主な指標

| 美化推進月間クリーンキャンペーン参加者数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                      | 3,468 人           | 5,000 人             | 5,200 人           |

#### 主な取り組み

- ・不法投棄のパトロールを市内全域で行い、中でも不法投棄の多い区域については、県と連携し、監視カメラの設置などにより監視体制を強化します。
- ・自治会や学校、事業者などと連携し、例月まち並み清掃をはじめとする年間を通したクリーンキャンペーン活動を実施します。
- ・ポイ捨てや路上喫煙に関する様々な影響と規制について周知を徹底し、生活環境の保持につなげます。

#### \* 民生家庭部門

- ・ ・ ・ 温室効果ガスの排出元の分類の一つです。個人世帯の活動によって直接消費されたエネルギー量でマイカー等運輸部門に関するものを除いて算出します。排出元の分野は、このほか産業部門、民生業務部門、運輸部門があります。

#### \* 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

- ・ ・ ・ リデュース（排出抑制）＝ごみを出さない、リユース（再利用）＝繰り返し使う、リサイクル（再生利用）＝資源として利用する、という循環型社会に向けた取り組みを表しています。

#### \* エネルギー供給量等に基づく二酸化炭素排出量

- ・ ・ ・ 市内におけるエネルギー供給量（推計）、ごみの焼却量、ガソリンの使用量により算出した数値です。大和市地球温暖化対策実行計画に基づき算出された数値とは異なります。

#### \* やまとみどりの学校プログラム

- ・ ・ ・ 小中学生の環境学習を応援するしくみです。参加の単位は、グループ、学級、学年、学校全体などで、市は活動に必要なアイデアや用具などを支援します。活動終了後は「みどりの学校登録証」を交付します。

#### \* かんきょうノート

- ・ ・ ・ NPO 法人と協働で実施しています。日常生活において環境を大切にしたい個人の行動でどれだけ二酸化炭素の排出を抑制できるか、2 週間にわたる取り組みの前後を比較し、二酸化炭素の排出量を計ります。



---

## 基本目標 4 環境を守り育てるまち

---

### 個別目標 4-2 水や空気をきれいにする

---

#### 現状と課題

- ・ 境川と引地川の水質は良好な水準を保っており、引き続きこの水質を維持していく必要があります。
  - ・ 本市の下水道は、近隣他市に比べ早い時期から整備を進めてきたため、現在では高い人口普及率となっています。今後も、河川の水質維持のため下水道施設を適正に運営していくことが求められます。
  - ・ 様々な環境基準\*の項目については改善してきていますが、野焼きや騒音などに対する苦情件数は減っていない状況にあります。
  - ・ 原子力発電所の事故に伴う放射性物質の監視については、本市においても継続的な対応が必要です。
- 

#### 取り組み方針

- ・ 河川の水質保持に向け、日常生活における適切な排水を心がけるよう、市民への意識啓発を行います。
  - ・ 河川の親水護岸\*を適切に管理し、自然に親しむことのできる場所を市民に提供します。(個別目標 3-1 参照)
  - ・ 下水道のさらなる普及に取り組むとともに、宅地などからの誤接続を無くし正しい下水道利用を推進します。(個別目標 3-1 参照)
  - ・ 下水道施設では、安定した汚水処理を行うとともに、耐震性の向上、省エネルギー対策などを考慮した長寿命化を進めます。
  - ・ 生活を脅かす環境要因を継続的に監視するとともに、公害苦情の実態などを踏まえた事業者等への指導、啓発の重点化に取り組みます。
  - ・ 市内における放射線量を定期的に把握し、市民への的確な情報提供を行います。
- 

#### \* 環境基準

- ・ ・ ・ 大気汚染、水質汚濁、地下水、土壌汚染及び騒音に関する環境上の条件について、それぞれ人の健康と生活環境を保護する上で維持されることが望ましい行政上の目標基準です。

#### \* 親水護岸

- ・ ・ ・ 川への親しみを増すために、階段やウッドデッキを設けて水辺に近づきやすくしたり、川の中に飛び石を置いて対岸へ渡れるようにしたりするなどの整備をした護岸です。

#### \* 生物化学的酸素要求量 BOD

- ・ ・ ・ Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を分解するときに必要とされる酸素の量のことで、この数値が小さいほどその水はきれいなことになります。県では、境川、引地川ともに BOD の環境基準を 8mg/l としています(平成 25 年 4 月現在)が、現状の測定値はそれよりも小さい数値で推移しています。本市では県の示す環境基準をさらに下回る数値(境川: 3mg/l 以下、引地川: 2mg/l 以下)を目安としながら、今後も水質の保持を図っていきます。

#### \* 下水道出前授業

- ・ ・ ・ 小学校 4 年生を対象に、下水道のしくみや役割について、市職員が現地(学校)に出向き、授業を実施しています。

## めざす成果 1

### 河川の水質が保たれている

生活排水などが適切に処理され、川の水がきれいになっています。

#### 成果を計る主な指標

| 境川、引地川の生物化学的酸素<br>要求量（BOD）* |     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-----------------------------|-----|-------------------|---------------------|-------------------|
|                             | 境川  | 1.3mg/l           | 3.0mg/l 以下          | 3.0mg/l 以下        |
|                             | 引地川 | 1.0mg/l           | 2.0mg/l 以下          | 2.0mg/l 以下        |
| 下水道出前授業*の実施校数               |     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                             |     | 19 校              | 20 校                | 20 校              |

#### 主な取り組み

- ・下水道出前授業や下水道ポスターコンクールを実施します。
- ・合併浄化槽への切り替えに際し、その経費を助成します。
- ・河川の親水護岸について、安全性を維持するよう管理を行います。
- ・市街化区域における汚水や雨水を排水、処理する下水道施設を整備します。
- ・河川の水質汚濁の防止や下水処理場の機能保全のため、対象となる事業所への立入検査及び適切な指導を実施します。
- ・下水道長寿命化計画に基づき、施設を計画的に改修します。

## めざす成果 2

### 生活を脅かす環境要因が改善されている

大気汚染や騒音、振動への対策が講じられ、良好な生活環境が守られています。

#### 成果を計る主な指標

| 環境基準項目不適合率 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|            | 7.0%              | 4.2%                | 4.2%              |
| 公害苦情件数     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|            | 117 件             | 113 件               | 111 件             |

#### 主な取り組み

- ・事業者自らが環境保全に関する意識を高め、積極的に公害の未然防止に取り組むよう環境保全講習会を開催します。
- ・騒音や振動などの環境調査結果を踏まえ、対象となる事業所への立入検査及び適切な指導を実施します。また、排気ガスによる環境への影響を抑えるため、駐車場の管理者などにアイドリングストップの啓発について指導します。
- ・野焼きや騒音などに対する苦情については、状況を的確に把握した上で解決を図ります。
- ・定点観測などによる放射線量の測定及び公表を定期的に行います。

---

## 基本目標 4 環境を守り育てるまち

---

### 個別目標 4-3 まちの緑を豊かにする

---

#### 現状と課題

- ・ まちの緑は市民生活にうるおいをもたらし、地球温暖化の防止や自然環境の維持においても重要な役割を果たしています。
  - ・ 宅地開発が進む中で市街地の緑地は減少しており、住環境をより良くしていくためにも、身近な緑を創出することが必要です。
  - ・ 市街化調整区域の大規模緑地については、市内に残されたまとまりのある緑として、また、市民の憩いの場として引き続き保全していくことが求められます。
  - ・ 農業生産者の高齢化や後継者不足などにより、耕作を続けることが難しくなっている農地が増えています。
  - ・ 農地は、緑地としてだけでなく、防災上の機能など多面的な役割を持つことから、農地の保全に向け市民の理解を深めることが必要となっています。
- 

#### 取り組み方針

- ・ 市民や事業者に壁面や屋上などの活用を含めた緑化に関する情報提供を行い、身近な緑の創出を促します。
  - ・ 市民団体などの協力を得ながら、公園、道路などの緑化を推進します。  
(個別目標 5-1 参照)
  - ・ 大規模緑地については、所有者や近隣住民の理解のもとに長期的な保全を図りながら、市民の憩いの場として活用を進めていきます。
  - ・ 農地が持つ機能について市民の理解を深めるとともに、農業生産者の協力を得ながら遊休農地の有効活用を推進し、農地の保全を図ります。(個別目標 7-2 参照)
- 

#### \* 人生の記念樹

- ・ ・ ・ 市民などから市のみどり基金に寄附を募り、寄附者がサクラを植樹するものです。植樹する木の横には、名前とメッセージを入れられる樹名板を立て、結婚や出産といった人生の節目の記念にできるようにしました。

#### \* 農地の利用権設定

- ・ ・ ・ 小作権の移動を伴わない農地の貸借契約。農地の貸し借りが容易にできるため、農地の保全だけでなく、経営規模拡大を目指す農家と、高齢化等により経営規模を縮小せざるを得ない農家の双方にとってメリットがあります。

## めざす成果 1

### 緑地が保全され、まちの中の緑化が進んでいる

自然を感じることもできる貴重な緑地が守られ、また、身近な緑が増えています。

#### 成果を計る主な指標

| 大和市には、緑や公園が多いと思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                       | 68.0%             | 69.5%               | 70.5%             |
| 民有地に設置された生垣延長（累計）     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 591.9m            | 680m                | 720m              |
| 保全を図っている緑地面積          | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 90.0ha            | 92.9ha              | 92.9ha            |

#### 主な取り組み

- ・緑への理解や親しみを高める人生の記念樹\*、生垣設置の助成などの取り組みを行います。
- ・グリーンアップセンターにおいて、植物の育て方など身近な緑に関する講習会や相談などを実施します。
- ・自然観察センターしらかしのいえでは、市民団体と連携しながら、森や水辺の動植物などの自然と触れ合う様々な催しを行います。
- ・保存樹林、保存生垣、保存樹木の指定と、緑化奨励金の支給を行います。
- ・市街化調整区域の大規模緑地について、緑地保全契約、用地買収を効果的に組み合わせながら、より担保性の高い手法で保全を図ります。

## めざす成果 2

### 身近な農地が大切にされている

都市農業への関心が高まり、農地が適正に保全、活用されています。

#### 成果を計る主な指標

| 農地の利用権設定*面積 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|             | 4.6ha             | 5.0ha               | 5.2ha             |
| 市民農園区画数     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|             | 863区画             | 900区画               | 950区画             |

#### 主な取り組み

- ・意欲のある農業生産者が遊休農地を借り受け耕作することのできる、農地の利用権設定を積極的に推進します。
- ・市民農園として遊休農地の活用を推進し、需要に見合った区画の提供に努めます。
- ・観光花農園などの取り組みを通して、農地について市民の理解を深めていきます。
- ・生産緑地の所有者等へ、管理上の指導及び助言を行います。

---

## 基本目標 5 快適な都市空間が整うまち

---

### 個別目標 5-1 快適な都市の基盤をつくる

---

#### 現状と課題

- ・ 快適な市街地の形成に向け、これまで市内の様々な地域で土地区画整理事業\*や開発事業が行われてきました。今後も、地域の特徴を活かした市街地の整備を進めていく必要があります。
- ・ 良好なまち並みを整えるためには、土地や建物の利用などについて、地域ごとの実情を踏まえたルールに基づくまちづくりを進めることが重要です。
- ・ 本市の面積に対する道路延長の比率は県内でも高い水準となっていますが、狭あい道路も多く存在しています。今後も安全で円滑な交通を確保するための道路整備を行うことが必要です。
- ・ 市民 1 人あたりの都市公園面積は、近隣他市と比べると多いとは言えない状況です。今後も、計画的な公園整備が求められます。

#### 取り組み方針

- ・ 地域住民や事業者と連携し、個性豊かで魅力的な市街地の整備を計画的に進めます。
  - ・ 大和駅周辺においては、土地の高度利用や防災性の向上、都市機能の集積を図りながら、プロムナードを中心とした回遊性の高いまちづくりを目指します。
  - ・ 大和駅東側第 4 地区の再開発事業においては、本市の新たな文化創造拠点となる複合施設を整備します。（個別目標 2-3、6-1、6-3 参照）
  - ・ 中央林間駅周辺においては、駅周辺施設の改良などによる周辺商業地を含めた利便性の向上を図るとともに、公有地の有効活用について検討します。
  - ・ 高座渋谷駅周辺においては、引き続き土地区画整理事業を進め、本市南部地域の拠点としてのまちづくりを促進します。
  - ・ まちづくりのルールについて地域住民への策定支援を行い、市街地整備を進める地区を含め、ルールづくりを促進します。
  - ・ 公共建築物や道路、公園などの整備において、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを推進します。
  - ・ 歩道や自転車走行空間の整備、交差点の改良などにより、交通の安全性や利便性の向上を図ります。また、災害時の避難路や緊急輸送路の確保など防災機能も考慮した都市計画道路\*の整備を推進します。（個別目標 3-1、3-2、5-2 参照）
  - ・ 既設公園については施設の状況に応じて安全性や利便性の向上を図ります。また、防災機能も備えた公園を計画的に整備し、快適に利用できる公園づくりを推進します。（個別目標 3-1、4-3 参照）
-

## めざす成果 1

### 市街地の整備が計画的に進んでいる

計画的な土地利用に基づき、市街地の整備が行われるとともに、中心市街地の活性化が進んでいます。

成果を計る主な指標

| 土地区画整理事業などによる市街地整備の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                       | 58.1%             | 60.2%               | 60.4%             |
| プロムナードにおける1日あたりの通行者数  | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 24,195人           | 25,850人             | 26,350人           |
| 渋谷（南部地区）土地区画整理事業の進捗率  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 87.6%             | 100%                | —                 |

#### 主な取り組み

- ・市街地整備に取り組む地権者などに、組織設立や事業計画作成について、支援を行います。
- ・大和駅東側第4地区の再開発事業の実現に向け、再開発組合を支援します。また、再開発事業で整備する複合施設においては、芸術文化ホールや図書館、学習センター、屋内公園などを配置するとともに、周辺の道路や歩行者空間、オープンスペースを整備します。
- ・平成28年度の完了を目指し、計画的な渋谷南部地区の市街地整備を進めます。

## めざす成果 2

### 良好なまち並みが形成されている

景観に配慮した良好なまち並みが形成されるなど快適な住環境が創出されています。

成果を計る主な指標

| 大和市は良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合        | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|------------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                                    | 44.7%             | 50.0%               | 52.0%             |
| 地区計画*、建築協定*、街づくり協定*などルール化された面積（累計） | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                    | 121.8ha           | 122.8ha             | 128.3ha           |

#### 主な取り組み

- ・街づくり学校の開催やメールマガジンなどによる情報提供を行うとともに、専門家の派遣などにより、まちづくりルールの策定を支援します。
- ・内山地区や中央森林地区において、まちづくりに関する勉強会や地域住民の意見交換会など、整備の検討に向けた取り組みを行います。
- ・良好な景観形成に向け、一定規模以上の建築物の建築や屋外広告物の設置に関し、指導や助言、審査などを行います。また、市民と協力し違反屋外広告物の除却活動を行います。
- ・不特定多数の人が利用する公共的施設の建築について、バリアフリー化を進めるよう、指導や助言、審査などを行います。
- ・高齢者など住宅確保が困難な市民へ市営住宅の提供を行います。また、計画的な改修などにより、市営住宅の長寿命化を図ります。

### めざす成果 3

#### 道路や公園を快適に利用している

道路や公園の都市基盤が整い、市民が快適に利用しています。

#### 成果を計る主な指標

| 都市計画道路の整備率      | 現状値<br>(H24・2012)  | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018)  |
|-----------------|--------------------|---------------------|--------------------|
|                 | 63.3%              | 63.9%               | 64.7%              |
| 市民1人あたりの都市公園*面積 | 現状値<br>(H24・2012)  | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018)  |
|                 | 2.7 m <sup>2</sup> | 2.9 m <sup>2</sup>  | 4.0 m <sup>2</sup> |

#### 主な取り組み

- ・ 福田相模原線について、歩道拡幅を含めた整備を近隣自治体とも連携しながら進めます。
- ・ 県道丸子中山茅ヶ崎線について、事業主体である県に対しさらなる整備の推進を働きかけながら、交通の円滑化や安全性の確保に向けた市道との交差点の改良を進めます。
- ・ 交通に支障のある狭あい道路の拡幅や未舗装道路の整備を行います。また、計画的な改修などにより、道路橋の長寿命化を図ります。
- ・ 市民や協定を締結した事業者から道路危険箇所などの情報収集を行いながら、道路の適切な維持管理を行います。
- ・ 公園の遊具など施設の利用頻度や状態を調査するとともに、利用者の要望も考慮しながら、公園の適切な維持管理を行います。
- ・ 引地川公園ゆとりの森については、スポーツ広場や駐車場などの段階的な整備を進めます。
- ・ 道路や公園における段差の解消、出入口の幅員確保、色や言語に配慮した案内板の設置など、利用しやすさに配慮した整備を行います。

#### \* 土地区画整理事業

- ・ ・ ・ 道路や公園などの公共施設の整備、改善をしながら土地の区画を整え、土地の利用増進を図る事業で、新たなまち並みの形成や既成市街地の再整備などを行うために用いられるまちづくり手法の一つです。

#### \* 都市計画道路

- ・ ・ ・ 都市計画法に基づいて、あらかじめルート、幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。

#### \* 地区計画

- ・ ・ ・ 地域の話し合いによって決めた、きめ細やかなルールを、都市計画として定めたものです。道路、公園などの公共施設の配置・規模などについても一体的・総合的に定めることができます。

#### \* 建築協定

- ・ ・ ・ 地域の方が話し合い、合意により取り決めたルールを法律に基づいて市が認可したものです。ルールは住民の代表者などで組織する建築協定運営委員会が守り、区域、建築物に関する基準、期間等を定めます。

#### \* 街づくり協定

- ・ ・ ・ 地域の方が話し合い、合意により取り決めたルールを条例に基づき市が認定したものです。住民が組織する街づくり委員会などが中心となり、柔軟できめ細やかなルールを定めることができます。

#### \* 都市公園

- ・ ・ ・ 都市公園法に規定される公園で、地方公共団体が設置する公園または緑地のことをいいます。



---

## 基本目標 5 快適な都市空間が整うまち

---

### 個別目標 5-2 移動しやすい都市をつくる

---

#### 現状と課題

- ・本市では市域のいずれの場所も鉄道駅からおおよそ徒歩圏にあり、また、平坦な地形が多く、移動する上での利便性に恵まれています。
  - ・鉄道や路線バスの利用しにくい地域などに、市ではコミュニティバスを運行しており、多くの市民が利用しています。また、一部地域では市民が主体となり、小型のバスを使った移動手段の取り組みも行われています。
  - ・今後、高齢化が進んでいく中では、こうした身近な交通手段への需要が高まると考えられることから、地域ごとの状況を考慮した交通施策の充実が必要です。また、交通施策の推進にあたっては、二酸化炭素の排出抑制など環境面への配慮も求められます。
  - ・自転車は手軽で身近な交通手段であり、市内の地形的な特徴もあいまって、買い物や通勤などに利用されています。
  - ・自転車利用は、健康づくりや環境への負荷低減にも効果があることから、今後も自転車の利用者が増えていくと考えられ、利便性や安全性のさらなる向上が求められます。
- 

#### 取り組み方針

- ・より多くの市民が安全で快適な交通手段を気軽に利用でき、様々な活動が行われるよう、環境面にも配慮した総合的な交通施策を推進します。  
(個別目標 1-3、3-2、4-1、5-1 参照)
  - ・コミュニティバスについては、公平性や収益性、他の交通機関との連携を考慮し、ルートの拡大や見直しなどを行いながら、より良いサービスの提供に努めます。また、地域住民などが主体となった移動手段の取り組みを支援します。(個別目標 7-3 参照)
  - ・やまと自転車憲章\*に則り、自転車の利用促進やマナー向上を図ります。また、自転車を快適で安全に利用できる走行空間の整備とともに、駅前などでの放置自転車対策を推進します。(個別目標 3-2、5-1 参照)
- 

#### \* やまと自転車憲章

- ・ ・ ・ 市民が自転車を有効に活用し、一人ひとりが健やかで康らかな生活を送ることを目指し、平成 24 年 11 月 1 日に制定しました。

#### \* 自転車走行空間の総延長

- ・ ・ ・ 本市の南北を結ぶ幹線道路を主要軸とし、鉄道駅周辺や公共施設、商業施設などを結ぶ公道のうち、自転車通行帯やナビマークなどが整備済みの区間距離の合計値となります。

#### \* 適正駐輪率

- ・ ・ ・ 鉄道駅周辺に乗り入れられる自転車のうち、適正に駐輪された台数の割合です。

#### \* ナビマーク

- ・ ・ ・ 自転車が通行すべき部分や進行すべき方向を示すものです。

## めざす成果 1

### 地域交通の利便性が向上している

地域交通の充実により、まちの中を気軽に移動できています。

#### 成果を計る主な指標

|                                  |                   |                     |                   |
|----------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 大和市は、公共交通機関を手軽に利用できる<br>と思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                  | 75.8%             | 80.0%               | 82.0%             |
| コミュニティバスの利用者数                    | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                  | 332,426 人         | 638,100 人           | 721,500 人         |

#### 主な取り組み

- ・コミュニティバスの実験運行結果などを踏まえて、運行ルートの拡大や見直しを実施するとともに、地域住民の協力を得ながら安全で快適な運行に努めます。
- ・コミュニティバスの運行時刻やルートなどについて、分かりやすく情報提供します。
- ・地域住民が主体となった移動手段の取り組みに対し、車両の提供などの運営支援を行います。
- ・鉄道駅施設のバリアフリー化や安全性の向上などについての要望を行います。

## めざす成果 2

### 自転車を快適に利用している

安全で快適に自転車を利用できる環境が整っています。

#### 成果を計る主な指標

|              |                   |                     |                   |
|--------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 自転車走行空間の総延長* | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|              | 14km              | 24km                | 35km              |
| 適正駐輪率*       | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|              | 98.7%             | 99.0%               | 99.0%             |

#### 主な取り組み

- ・自転車利用のルールやマナーに関する講習会を実施します。
- ・自転車通行帯やナビマーク\*などの配置により、自転車走行空間を整備します。
- ・自転車等放置禁止区域を中心に巡視や駐輪指導、移動保管などを行います。
- ・自転車を市内で共有して利用できるしくみの導入について検討します。

---

## 基本目標 6 豊かな心を育むまち

---

### 個別目標 6-1 いつでも学べる場と機会を充実する

---

#### 現状と課題

- ・生涯学習は、一人ひとりが自己啓発や生活の向上を目指し、自己にもっとも適した手段、方法で、自発的に行う学習活動であり、生きがいづくりや市民間の交流にもつながるなど、人々の心を豊かにする要素にもなっています。
- ・ワーク・ライフ・バランス\*の考え方の普及や団塊の世代の退職などにより、生きがいづくりや自己実現に向け、生涯学習活動に取り組む市民は増えていくものと考えられます。
- ・生涯学習の拠点となる学習センターを中心に、市民のニーズに応じた講座の充実など、より多くの市民が生涯学習に取り組める機会の提供が求められます。
- ・読書は知識を吸収するだけでなく、感性や表現力、創造力を高めると言われており、生涯学習の一環として、読書活動の重要性はさらに高まるものと考えられます。
- ・本市においても図書館の年間図書貸出冊数が増加傾向にあり、また、図書の貸し出しに関する要望も多様化しています。
- ・市民のニーズに応じた図書資料を提供するとともに、貸し出しや返却を含めた利便性の向上など、図書館の利用環境の充実が求められます。
- ・読書活動は、子どもの健全な心を育み、学力の下支えにもなることから、幼い頃から読書の楽しさを伝えることが大切です。

#### 取り組み方針

- ・市民のライフステージに合わせながら、現代的課題\*も考慮した学習機会を提供します。また、学習講座に関する情報発信や学習相談など、生涯学習のきっかけづくりや学習活動の継続につながる取り組みの充実を図ります。
  - ・学習活動を支援するボランティアの育成とその活用を積極的に進め、市民主体の生涯学習活動を促進します。(個別目標 7-3 参照)
  - ・図書館では、幅広い分野の図書資料を収集し、魅力ある蔵書構成を目指します。また、情報通信技術などの活用により、貸し出しや返却、蔵書検索など市民が利用しやすい図書館機能の充実を図ります。
  - ・読み聞かせなどの読書活動を支援するボランティアを養成し、幼児期からの読書習慣の形成を促進するとともに、図書館と小中学校との連携の強化を図ります。(個別目標 2-2、7-3 参照)
  - ・生涯学習センターや図書館を大和駅東側第4地区の再開発事業に合わせて移転し、より快適な学習環境や読書環境の実現に向けた機能充実を図ります。また、複合施設としての利便性を活かした取り組みを推進します。(個別目標 2-3、5-1、6-3 参照)
-

## めざす成果 1

### 生涯学習に取り組む人が増えている

様々な学習機会が提供されることにより、生涯学習に取り組む人が増えています。

#### 成果を計る主な指標

| 市民 1 人あたりの学習センター年間利用回数  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                         | 4.11 回            | 4.30 回              | 4.58 回            |
| 団体企画提案の地域学習交流事業*・市共催事業数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                         | 90 件              | 123 件               | 133 件             |

#### 主な取り組み

- ・文化芸術や語学、育児、園芸など幅広い分野の講座を開催します。また、より専門的な内容を系統的、継続的に学習できるやまと市民大学を開催します。
- ・講座の内容や施設の利用方法などについて広報誌や情報誌、ホームページにより情報提供を行うとともに、社会教育指導員による学習相談を行います。
- ・生涯学習ねっとわあく制度\*により、学んだことを活かしたい人を講師として登録し、学びたい人の希望に応じて講師を紹介します。
- ・学習団体が行う自主企画講座等の企画運営について、相談や広報などの支援を行います。
- ・生涯学習センターの移転にあたっては、美術などの創作活動が行える講習室、多目的の利用が可能な集会室などを整備します。

## めざす成果 2

### 読書をする人が増えている

読書活動の環境が整い、読書をする人が増えています。

#### 成果を計る主な指標

| 市民 1 人あたりの年間図書貸出冊数      | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                         | 4.60 冊            | 5.15 冊              | 5.87 冊            |
| 図書館や保育所などのおはなし会*の延べ参加者数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                         | 1,933 人           | 2,340 人             | 2,580 人           |

#### 主な取り組み

- ・利用者のニーズを踏まえて図書館の蔵書充実を図るとともに、電子書籍の導入について検討します。
- ・図書館ホームページや図書館設置端末において、新着図書の情報を提供するとともに、蔵書の検索や予約、貸し出し、返却など、より利用しやすいサービスを提供します。
- ・ブックスタート\*の実施や子どもの年齢に合わせたブックリストの発行などにより、子どもの家庭での読書（家読\*）を促進します。
- ・読み聞かせやストーリーテリング\*のボランティア養成講座を開催します。また、ボランティアと連携しながら図書館や保育所などのおはなし会を行います。
- ・児童・生徒を対象に図書館見学や一日図書館員など体験学習の場を提供するとともに、小中学校への授業用貸し出し図書の充実を図ります。
- ・図書館の移転にあたっては、ゆとりあるスペースの確保や自動貸出機の導入とともに、屋内公園と同フロアに児童書架を配置するなど、使いやすさに配慮した整備を行います。

- \* ワーク・ライフ・バランス
  - ・・・仕事と私生活の調和をとることで、仕事と私生活をそれぞれ充実させようとする考え方です。
- \* 現代的課題
  - ・・・現代社会の様々な変化に対応するために学習することが求められる課題をいいます。
- \* 地域学習交流事業
  - ・・・様々な市民団体の講座開催の支援を通して、ともに学び・教えあう、ともに育ち育てあう学習交流を進展させる事業です。
- \* 生涯学習ねっとわあく制度
  - ・・・市民の学習希望に応じて、パソコン・語学・手工芸など、各分野のボランティア講師の登録、紹介をする制度です。
- \* おはなし会
  - ・・・子どもを対象とした読み聞かせや紙芝居、人形劇などを行います。
- \* ブックスタート
  - ・・・4 か月児健康診査の会場で絵本の読み聞かせを行い、絵本やブックリストなどを配布します。
- \* 家読（うちどく）
  - ・・・家庭読書の略で、子どもの読書力を育むため、家庭で家族と触れ合いながら読書をすることを意味します。
- \* ストーリーテリング
  - ・・・「すばなし」、「おはなし」ともいわれ、いわゆる昔ばなしを語ることです。



---

## 基本目標 6 豊かな心を育むまち

---

### 個別目標 6-2 地域のスポーツ活動を推進する

---

#### 現状と課題

---

- ・スポーツは、体力の向上や健康の維持増進につながるとともに、達成感や連帯感などを人々の心にもたらしめます。また、青少年の健全育成や世代間の交流など、スポーツの果たす役割や意義は重要です。
  - ・日常的にスポーツを楽しんでいる市民は増加傾向にあります。また、スポーツ活動へのニーズは多様化しており、より気軽に快適にスポーツに取り組める環境を整える必要があります。
  - ・より多くの市民がスポーツに親しめるよう、スポーツをする機会だけでなく、試合の観戦やスポーツイベントの運営参加などの機会を充実させることが必要です。
- 

#### 取り組み方針

---

- ・幅広い世代の市民がそれぞれのレベルや目的に合わせて、自らの体を動かせる環境を整えます。また、スポーツ活動を通して健康づくりにつながる取り組みを推進します。  
(個別目標 1-1 参照)
  - ・トップレベルのスポーツの観戦や特色のあるスポーツ大会の開催など、スポーツの魅力を感じることもできる機会の充実を図ります。
  - ・スポーツ活動における指導者やスポーツ大会の運営ボランティアなどとして、市民がスポーツ活動を支えることのできるしくみを整えます。
  - ・市民が主体的にスポーツに関わることができる総合型地域スポーツクラブ\*の創設を促進します。
  - ・スポーツ施設の整備や改修を計画的に実施し、より快適にスポーツ活動やスポーツ観戦を行える場の確保を図ります。
- 

#### \* 総合型地域スポーツクラブ

- ・・・・子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人が（多種目）、初心者から上級者まで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのことです。

## めざす成果 1

### スポーツを楽しむ人が増えている

気軽にスポーツを楽しむことのできる環境が整い、スポーツ活動に参加している人が増えています。

成果を計る主な指標

|                        | 現状値<br>(H23・2011)          | 中間目標値<br>(H28・2016)          | 目標値<br>(H30・2018)          |
|------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 日常的にスポーツを楽しんでいる市民の割合   | 36.1%                      | 37.1%                        | 37.5%                      |
| 市民1人あたりの公共スポーツ施設年間利用回数 | 現状値<br>(H24・2012)<br>5.77回 | 中間目標値<br>(H28・2016)<br>6.74回 | 目標値<br>(H30・2018)<br>6.85回 |
| 総合型地域スポーツクラブの設置数       | 現状値<br>(H24・2012)<br>0団体   | 中間目標値<br>(H28・2016)<br>1団体   | 目標値<br>(H30・2018)<br>2団体   |

#### 主な取り組み

- ・親子で参加できるスポーツイベントのほか、高齢者の健康づくりや障がい者の参加にもつなげるスポーツ教室などを開催します。
- ・経験や技術、体力がない人でも参加しやすいニュースポーツ\*の普及を行います。
- ・女子サッカー大会の開催やプロスポーツの試合誘致など、特色あるスポーツイベントを開催します。また、小学生を対象にプロスポーツ選手などによる夢の教室\*を実施します。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成と運営の支援を行います。
- ・スポーツ施設の適切な維持管理とともに、小中学校の体育館などの開放を行います。
- ・引地川公園ゆとりの森のスポーツ関連施設の整備を進めます。
- ・スポーツ関係団体と連携し、専門指導などを行えるスポーツ指導者の育成を進めるとともに、学校の部活動などでの活用を促進します。
- ・スポーツ大会の運営ボランティアの参加促進に向け、ボランティア登録制度の活用や市内の学校との連携を図ります。

\* ニュースポーツ

- ・ ・ ・ 新たに考案されたり、既存のスポーツを改良したりした軽スポーツのことです。

---

## 基本目標 6 豊かな心を育むまち

---

### 個別目標 6-3 大和の文化を守り育てる

---

#### 現状と課題

- ・文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的なやすらぎ、生きる喜びをもたらし、まち全体の魅力や市民のまちへの愛着を高める大きな要素にもなります。
  - ・物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める人が増えており、文化芸術活動の重要性は、さらに高まると考えられます。
  - ・本市においても、文化芸術の振興を図るため、様々な機会を捉え、市民や団体の文化芸術活動の支援に取り組んでいます。
  - ・今後は、より質の高い芸術に触れることのできる機会の創出や活動発表の場の充実が求められます。また、本市の文化芸術を市内外へ発信することも大切です。
  - ・これまで受け継がれてきた郷土の歴史や文化は、かけがえのない財産となっており、後世へ引き継いでいく必要があります。
- 

#### 取り組み方針

- ・文化芸術を趣味や生きがいとして楽しむ人から、高度な技術や専門知識を持っている人までの様々なニーズに配慮しながら、創造活動の機会や発表の場の充実を図ります。
  - ・文化芸術活動に取り組む市民や団体などと連携したイベントを開催し、大和の文化芸術を広く発信します。
  - ・子どもが芸術に触れられる機会の充実や若者の文化芸術活動への支援など、文化芸術の発展を担う次世代の人材育成を図ります。
  - ・大和駅東側第4地区の再開発事業に合わせて、図書館や生涯学習センターなどの施設と融合させた芸術文化ホールを整備します。(個別目標 6-1 参照)
  - ・芸術文化ホールにおいては、質の高い文化芸術を市民に提供するとともに、大和の文化芸術を市内外に発信する拠点として、効果的かつ効率的な運営を目指します。(個別目標 5-1、6-1 参照)
  - ・文化財の保護を図るとともに、情報を広く発信し、さらなる活用と次世代への継承を促進します。
- 

#### \* YAMATO ART100

- ・・・・毎年秋に市民団体、アーティスト、行政などが開催するアートイベントをまとめた総称で、大和の文化芸術を広く発信し、アート（文化芸術）の力で、人とまちを元気にすることを目的としたプロジェクトです。

#### \* YAMATOイラストレーションデザインコンペ

- ・・・・若者の発表活動をサポートするとともに、大和をイラスト溢れるまちに変えていくことを目的とした公募型のコンペです。

#### \* 歴史文化施設

- ・・・・郷土民家園、つる舞の里歴史資料館、下鶴間ふるさと館を指しています。

## めざす成果 1

### 多様な文化や芸術を楽しむ人が増えている

様々な分野の文化芸術団体が組織されるなど、文化芸術活動が活発に行われています。

#### 成果を計る主な指標

| 文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                           | 42.4%             | 52.4%               | 56.4%             |
| YAMATO ART100*来場者数        | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | 105,484人          | 110,000人            | 115,000人          |
| 芸術文化ホール年間利用者数             | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                           | —                 | 180,000人            | 230,000人          |

#### 主な取り組み

- ・YAMATO ART100などを通して、文化芸術の鑑賞機会や活動発表の場を提供するとともに、市内の文化芸術を広くPRします。
- ・小学校における対話型美術鑑賞の実施や子どもを対象とした伝統文化体験教室の支援を行います。
- ・YAMATOイラストレーションデザインコンペ\*を実施し、入賞者による作品を市の事業に活用するなど、若者の創造活動の機会を提供します。
- ・芸術文化ホールについては、プロの演奏家や劇団の公演、市民の活動発表など広く活用を図り、合わせてギャラリーを配置し、より多くの市民が文化芸術に親しめるよう運営します。

## めざす成果 2

### 郷土の文化がしっかりと引き継がれている

歴史的価値のある資料が体系的に整理され、それを展示する施設を多くの人が利用しています。

#### 成果を計る主な指標

| 大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                                 | 41.5%             | 42.5%               | 42.9%             |
| 歴史文化施設*の利用者数                    | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                                 | 48,339人           | 50,300人             | 51,300人           |

#### 主な取り組み

- ・建造物や工芸品、歴史資料などの有形文化財の調査や修復、保存を行います。
- ・開発行為などに際して埋蔵文化財を調査し、記録を保存します。
- ・古くから伝わる風俗慣習などの無形民俗文化財を調査し、記録を保存します。
- ・文化財や歴史に関する講座の開催、文化財所在地の案内板の整備、市史の刊行やホームページの活用などによる情報発信を行います。
- ・歴史文化施設での企画展や体験イベントを実施します。また、歴史文化の学習活動や無形民俗文化財の後継者育成などに広く活用できるよう文化財の記録資料などを公開します。

---

## 基本目標 7 市民の活力があふれるまち

---

### 個別目標 7-1 互いに認め合う社会をつくる

---

#### 現状と課題

- ・誰もが自分らしく生きていくためには、互いを認め合い、自他の人権を大切に思う心を持ち、行動することが求められます。
- ・家庭や地域、職場では、性別によって役割を固定的に捉える意識が少しずつ改善しています。男女は社会の対等な構成員であることを認識し、様々な活動にそれぞれが参画する機会をさらに確保することが求められます。
- ・配偶者やパートナーからの暴力、すなわちDV\*に関する相談件数は、全国的に増加の傾向にあります。被害者の緊急避難については、迅速な対応が必要です。
- ・本市には様々な国籍の外国人市民が多数居住しています。異なる文化や言葉を持っていても互いへの理解を深めていくことが求められます。
- ・本市は、世界の恒久平和を願い平和都市を宣言しています。戦争の悲劇を繰り返さないよう、過去の記憶を次世代につなげるための取り組みを続けていくことが大切です。

#### 取り組み方針

- ・あらゆる差別がなく、どんな場面においても市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。(個別目標 2-1、2-2 参照)
  - ・すべての人権の擁護に関する啓発を図ります。また、人権に関わる様々な悩みや問題を解決できるよう、相談しやすい環境づくりを進めます。(個別目標 2-2、2-3 参照)
  - ・男女共同参画\*について、地域、学校、事業所などと連携しながら、積極的な意識啓発に取り組みます。(個別目標 2-3、7-2 参照)
  - ・DVに対する意識を広く啓発し未然防止を図ります。また、窓口での相談を通して実態の把握に努め、関係機関との連携を強化し被害者の迅速な緊急避難を図ります。
  - ・外国文化を紹介するイベントや外国語の講座など様々な機会を通して外国人市民と日本人市民の相互理解を促し、多文化共生\*の推進を図ります。
  - ・行政情報について多言語によるきめ細かな提供に努めるなど、外国人市民の地域での生活を支援します。
  - ・海外友好都市との国際交流を広く推進し、外国文化をより身近に感じられるよう市民の理解を深めます。
  - ・平和の尊さを考える様々な機会を提供するとともに、戦争体験を後世に語り継いでいきます。
-

## めざす成果 1

### あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている

年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる差別がなく、また、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場面において、誰もがその人らしく生き生きと活動しています。

#### 成果を計る主な指標

| 地域に差別意識はないと思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                    | 65.8%             | 73.0%               | 75.0%             |

#### 主な取り組み

- ・人権擁護委員や関係機関と連携しながら、講演会やパネル展、中学生による人権作文、ポスターコンテストなどの啓発活動を実施します。
- ・家庭や地域、職場における差別やいやがらせなどの人権侵害に関する相談を行うとともに、相談窓口を周知します。
- ・DV防止セミナーや講演会などを開催します。また、婦人相談員によるDV相談を行い、関係機関とともに被害者に対する緊急避難措置を講じます。

## めざす成果 2

### 男女共同参画が実感できている

男女がそれぞれの能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる場面で協力し、社会の発展を支えています。

#### 成果を計る主な指標

| 男女が平等であると感じる市民の割合    | 現状値<br>(H21・2009) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                      | 22.4%             | 35.0%               | 35.0%             |
| 審議会、委員会などにおける女性委員の割合 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                      | 23.8%             | 50.0%               | 50.0%             |

#### 主な取り組み

- ・市民や事業所などへ、家庭や職場などの男女共同参画に関する情報提供を行います。
- ・男女共同参画に関するセミナーやフォーラム、パネル展などを開催します。
- ・自治会、PTAなど地域における活動へ女性リーダーの登用を促進します。
- ・行政計画の策定など市の審議会や審査会への女性の登用を積極的に進めます。

### めざす成果 3

#### 地域の中で多文化共生が行われている

大和市に居住する外国人市民と日本人市民との間に活発な交流を通じた相互理解が進んでいます。また、国際理解のもと平和への意識が高まっています。

#### 成果を計る主な指標

| 国際交流が行われていると思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                     | 19.5%             | 25.0%               | 30.0%             |
| 外国人を支援するボランティア登録者数  | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                     | 247 人             | 280 人               | 300 人             |

#### 主な取り組み

- ・(公財)大和市国際化協会と連携して、相談や通訳により外国人市民への日常生活における支援を行います。また、日本人市民との相互理解を深める講座などを開催します。
- ・外国人市民のニーズに合わせた日本語教室が開催できるよう、教室の運営に携わるボランティアやNPO法人などへの情報提供や助言を行います。
- ・外国人市民向け、多言語及びやさしい日本語\*で日常生活や災害時における行政情報を提供します。
- ・外国人市民や国際化推進団体などから、多文化共生社会の実現に向けた意見の聴取を進めます。
- ・海外友好都市である、大韓民国光明市\*に関する情報提供や、交流団体への支援を行います。
- ・平和意識の啓発として、関係団体などと協力し、映画上映会、講演会、パネル展などを実施します。
- ・戦争体験の語り部による講話を後世に残すため映像化を進めます。

#### \*DV

- ・・・配偶者や緊密な関係にあるパートナーから受ける身体的・性的・心理的攻撃を含む暴力を言います。

#### \*男女共同参画

- ・・・男女が、いずれも自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することを言います。

#### \*多文化共生

- ・・・外国人市民と日本人市民がお互いの違いを認め合い、社会全体を豊かにしていくために、それぞれが地域の一員として共に存在することを言います。

#### \*やさしい日本語

- ・・・弘前大学人文学部社会言語学研究室が提唱する、普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のことです。地震などの災害が起きたときに有効なことばと言われています。

#### \*大韓民国光明市

- ・・・大韓民国京畿道(キョンギド)光明(クアンミョン)市は、ソウル特別市の南西に位置する都市です。本市は、平成21年11月に光明市と友好都市を提携しました。



---

## 基本目標 7 市民の活力があふれるまち

---

### 個別目標 7-2 にぎわいのある地域をつくる

---

#### 現状と課題

- ・ 経済活動は、就労の場として、また、様々なサービスを楽しむ製品や農産物などを消費する場として、市民が生活を営む上で重要な役割を担っています。
  - ・ 全国的な景気低迷は、本市の商店や企業などにも影響を及ぼしています。まちのにぎわいを高めるため、市内の経済活動をより活発にすることが必要です。
  - ・ 県内の有効求人倍率が低調に推移しており、雇用環境は厳しい状況が続いています。働く意欲のある人への一層の就労支援が求められます。
  - ・ 安全で良質な地域農産物の供給や緑地としての農地の保全のために、農業の振興は大切です。農業生産者の高齢化や後継者不足などから農業を継続することが難しい状況もあり、営農環境の維持に向けた取り組みが必要です。
  - ・ 市内には大規模な公園や集客力のある地元イベントなど多くの観光資源があります。今後はこれらを有効に活用しながら、市内外から人々を呼び込んでいくことが大切です。
- 

#### 取り組み方針

- ・ 中小企業に対して資金調達への支援や経営相談などを行い、企業活動の活性化を促進します。
  - ・ 商業施策に係る基本的な計画に基づいて、大和商工会議所や商店会等と連携し、商業振興を推進します。
  - ・ 就労に向けた相談会や講座の開催など、若年者をはじめとする就職希望者への支援を進めます。
  - ・ 中小企業の勤労者を対象とした福利厚生の上昇や技能習得の支援など、市内で働く人の就労環境の充実を図ります。
  - ・ 消費者と直結した地産地消を進めるため共同直売所や朝市の運営などを支援し、新鮮で安全な地域農産物の供給につなげます。
  - ・ 施設整備などによる農業の近代化を支援するとともに、有機栽培などの環境保全型農業の普及を推進します。また、農業生産者の営農をサポートする人材の育成を進めます。
  - ・ 市民に農地の持つ防災や環境面での役割を周知し、農業に対する理解を深めます。  
(個別目標 4-3 参照)
  - ・ 地元イベントのさらなる発展に向けた支援を行うなど、資源を最大限に活用した観光の推進を図ります。また、大和市のアピールにつながる場所、人、物などを効果的に連携させながら、市民とともにシティセールスを積極的に進め、交流人口の拡大を目指します。
-

## めざす成果 1

### 商店街や企業が活発に活動している

商店や企業に活気があり、活発に経済活動を展開しています。また、新たに事業を始める人が増えています。

| 成果を計る主な指標             |                   |                     |                   |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 大和市は、買い物がしやすいと思う市民の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 70.1%             | 73.0%               | 75.0%             |
| 市内商業者が商店会等に参加している割合   | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 76.2%             | 77.0%               | 77.0%             |
| 法人設立数                 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                       | 309 件             | 317 件               | 320 件             |

#### 主な取り組み

- ・市内商工業の活性化に取り組んでいる大和商工会議所の活動を支援します。
- ・市内の商工業者が連携して実施する産業フェアなどのイベントを支援します。
- ・中小企業の起業や経営基盤の安定化に向け、金融機関を通して融資します。
- ・中小企業のビジネスマッチング\*や展示会等への出展を支援します。
- ・商店会の催事や、施設の整備、ホームページの管理運営などを支援します。
- ・小中学生のものづくりへの興味や創造力を高める発明工夫のための展覧会を開催します。

## めざす成果 2

### 市内で働く人が増え、生き生きと働いている

市内での求人が増え、働く意欲のある人に就業の機会が提供されています。また、市内の職場で働く人の就労環境が、安全で快適な状態に保たれています。

| 成果を計る主な指標        |                   |                     |                   |
|------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 市内事業所従業者数        | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                  | 77,815 人          | 79,000 人            | 80,000 人          |
| 勤労者サービスセンターの加入者数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                  | 3,912 人           | 4,070 人             | 4,150 人           |

#### 主な取り組み

- ・ヤングキャリアカウンセリングや就職活動支援セミナーなどを開催します。
- ・ハローワークや近隣自治体と連携し、就職面接会などを開催します。
- ・勤労者を対象として労働問題や社会経済に関する講座を開催します。
- ・市内に居住する勤労者を対象に、金融機関を通して生活資金を融資します。
- ・中小企業における障がい者の雇用に関し、補助を行います。
- ・中小企業で働く勤労者の福利厚生の上に取り組み勤労者サービスセンターを支援します。
- ・退職金共済制度や特定退職金共済制度に加入する中小企業の掛け金について補助を行います。

### めざす成果 3

#### 地域農産物の消費が安定的に行われている

市内の農業生産が維持され、消費者と直結した地産地消のしくみが整っています。

成果を計る主な指標

| 直売所などで販売する農家数           | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                         | 146 軒             | 146 軒               | 146 軒             |
| 朝霧市、タヤけ市、おさんぽマートの年間開催回数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                         | 202 回             | 200 回               | 200 回             |

#### 主な取り組み

- ・共同直売所の農産物コイン販売機設置について補助を行います。
- ・市民朝霧市、タヤけ市、産業フェアなどの開催を支援しながら、農業生産者へ出店や出品を促します。
- ・米作文コンクールや、地域農産物を原材料とした推奨品のPRを通し、地域農産物の消費を促します。
- ・農作物の栽培技術や農産物の品質向上を目指し、品評会などを開催します。
- ・農産物の安定的な生産や農作業の効率化に必要な農業用施設の整備などを支援します。
- ・環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業生産者に補助を行います。
- ・農業技術に関する講座の開催などにより援農サポーターを養成し、人手を必要としている農業生産者への支援につなげていきます。

### めざす成果 4

#### 「大和」に多くの人が訪れている

大和市の魅力をアピールすることで多くの人を呼び込み、活発に交流が行われています。

成果を計る主な指標

| 観光イベント・施設*の総来場者数     | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                      | 1,497,380 人       | 1,530,000 人         | 1,540,000 人       |
| フィルムコミッション*で対応した撮影件数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                      | 60 件              | 66 件                | 72 件              |

#### 主な取り組み

- ・大和市民まつりをはじめ市内各所で行われる観光イベントの開催を支援します。また、大和市イベント観光協会と連携し、観光PRに努めます。
- ・市民の協力のもと、フィルムコミッションの取り組みにより、映画、ドラマなどの撮影を積極的に誘致します。
- ・観光イベントのPRやシティセールスにあたっては、イベントキャラクター「ヤマトン」の活用をさらに増やします。

**\* ビジネスマッチング**

- ・・・コーディネーターを派遣して、特殊技術や独自技術を有する市内中小企業者の新規顧客の獲得や提携先の開拓を行います。

**\* 観光イベント・施設**

- ・・・大和市民まつり、神奈川大和阿波おどりなど市内で行われる催事のほか、泉の森ふれあいキャンプ場、自然観察センターしらかしのいえなどの施設を言います。

**\* フィルムコミッション**

- ・・・映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関です。「さがみの国大和フィルムコミッション」は、平成 23 年に設立されました。

---

## 基本目標 7 市民の活力があふれるまち

---

### 個別目標 7-3 地域活動・市民活動を活発にする

---

#### 現状と課題

- ・東日本大震災を契機にあらためて地域の結びつきに注目が集まっているものの、本市における自治会への加入率は低下しつつあり、自治会による地域活動の維持に向けた対策が求められています。
  - ・コミュニティセンターは地域活動の拠点として地域住民の手により運営されています。今後、利用者のニーズに合わせ、施設をさらに使いやすくしていく必要があります。
  - ・多岐にわたる公共的なサービスへのニーズに応えるNPO法人などの市民団体が増えています。これらの市民活動は、様々な課題をよりスムーズに解決へと導くものとして、市民にとって欠かすことのできない重要な取り組みの一つとなっています。
  - ・自らの技能や経験などを活かして地域や社会に貢献したいという願いを持つ人が増えており、ボランティアなど実際の活動へつないでいくことが求められます。
  - ・また、シニア世代と言われる社会経験の豊富な中高年者が地域活動や市民活動に参加していくことについても期待が高まっています。
- 

#### 取り組み方針

- ・自治会連絡協議会の運営や自治会の活動を支援し、地域活動の活性化や住民の支えあいを推進します。
  - ・自治会連絡協議会との連携のもと、転入者や外国人市民、自治会未加入者に働きかけ、地域活動の基礎となる自治会への加入を促進します。
  - ・コミュニティセンターについては、ニーズに合わせた施設改修や事業の充実を図り、地域の活動拠点として誰もが利用しやすい施設運営を促します。
  - ・NPO法人などの市民団体について、設立や活動の継続に必要な情報を提供するなど、積極的に支援を行い、公共を担う市民や事業者の増加を図ります。
  - ・ボランティアとしての活動を希望する人に実際の活動状況についての情報提供をきめ細かく行い、初めての人でもボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
  - ・また、自治会やNPO法人などの市民団体への参加についても、シニア世代を中心に情報提供を進めていきます。
-

## めざす成果 1

### 地域の活動が活発に行われている

地域の中で住民同士が活発に交流し、様々な活動に取り組んでいます。

#### 成果を計る主な指標

| 地域活動に参加している市民等の割合 | 現状値<br>(H23・2011) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                   | 25.9%             | 31.0%               | 33.0%             |
| 自治会への加入世帯割合       | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                   | 70.7%             | 72.7%               | 73.7%             |
| コミュニティセンターの利用者数   | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                   | 345,114 人         | 359,000 人           | 366,000 人         |

#### 主な取り組み

- ・自治会連絡協議会と連携し、自治会への加入促進キャンペーンやチラシ配布などを行うほか、開発業者や不動産関連団体の協力を得て、転入者や未加入者へ自治会加入を促します。
- ・自治会用掲示板の設置や自治会館の改修等を支援します。
- ・コミュニティセンター管理運営委員会と協力し、地域住民に対する会館利用に向けた効果的な広報活動を行います。
- ・コミュニティセンターのバリアフリー化などの改修を計画的に実施します。

## めざす成果 2

### 公共を担う市民や事業者が増えている

行政との役割分担のもとに、協働事業などの公共的な活動に取り組む市民や事業者が増えています。

#### 成果を計る主な指標

| NPO法人数          | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|-----------------|-------------------|---------------------|-------------------|
|                 | 67 団体             | 87 団体               | 97 団体             |
| 市民活動センター利用登録団体数 | 現状値<br>(H24・2012) | 中間目標値<br>(H28・2016) | 目標値<br>(H30・2018) |
|                 | 220 団体            | 240 団体              | 264 団体            |

#### 主な取り組み

- ・市民活動センターを、市民との協働で管理運営します。また、運営スタッフの研修などを行い、相談機能を充実します。
- ・公共を担うNPO法人などの市民団体の設立に関し、適切な情報提供や組織づくりへのアドバイスなどを行います。また、市民団体ごとの活動状況の進展に合わせ、活動場所の提供や事業の協働化などを行いながら市民団体を育成します。
- ・ボランティアを行いたい人の求めに応じ、活動にあたっての相談を行います。また、希望するボランティアの分野につながるよう、実際の活動の見学会などを実施します。

## 4 目標の実現に向けて

---

### 目標の実現に向けて

---

#### 方針1 分かりやすい行政経営

(基本構想)

目標の実現のために最も大切なことは、市民の意見をできるだけ多く聴く機会を設けるなど、市民との関わりを重視し、市民が身近に感じる経営を行うことです。

施策の目標を具体的に示し、その成果について客観的に検証しながら、市民感覚を大切にした行政サービスを行うとともに、暮らしに直結した行政情報を積極的に提供することによって、分かりやすい行政経営を進めます。

#### 現状と課題

---

- ・ 地方分権改革が進む中で、自らの地域のことは自らの意思で決定するという考え方がより広まってきています。本市においても、市民と連携しながら、地域の実情を踏まえた主体的な行政経営を進めていくことが重要です。
  - ・ 市民と行政との信頼関係を築いていくためには、これまで以上に透明性の高い行政経営を進めることが求められます。
  - ・ 効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向け、市民や事業者などまちづくりの担い手と連携しながら、様々な意見を政策形成の過程に反映するとともに実際の活動につなげ、相互理解を深めていく必要があります。
  - ・ 市民ニーズを見極めながら、より具体的で市民と共有することのできる目標を設定し、施策や事業の成果を検証していくことが必要です。
-

《相互理解に基づく行政経営》

- ・身近な市政情報について、様々な媒体を用いて積極的に発信し、市民との共有化を図ります。また、情報公開制度の適正な運用に努めます。
- ・個人情報については、保護を徹底しながら、きめ細かい行政サービスを提供するための利用も図っていきます。
- ・開かれた市政の推進に向け、これまで以上に、多くの市民の意見を聴く機会を設けるとともに、市民の代表である議会とも意見交換を行います。
- ・市政への市民参画を進めるとともに、協働事業を推進しながら、市民目線のまちづくりを進めます。
- ・公共的なサービスの提供にあたっては、行政による公助はもとより、平常時、災害時いずれの場面においても共助の取り組みを進めていきます。また、サービスの新たな担い手として活動するNPO法人など市民団体との連携を一層推進します。

《目標設定による行政経営》

- ・市民ニーズに的確に応えるために、目指すべき目標を明確にし、必要となる施策や事務事業を計画的に推進します。
  - ・また、行政活動の結果について、客観的な評価を行いながら、新たな改善改革へつなげていく、継続的なマネジメントサイクルを推進します。
-

---

## 目標の実現に向けて

---

### 方針２ 即応性の高い行政経営

#### (基本構想)

社会経済状況が激しく変化する中で、市民の不安に迅速に対処していくことが求められています。

厳しい財政状況においても、絶え間のない行政改革を進めながら、様々な変化に機動的に対応し、市民生活に必要な事業の実施を可能とする財政運営を確立していきます。あわせて、市民ニーズを的確にとらえた組織づくりや、都市間の広域的な連携に取り組むとともに、無駄のない資産管理を行っていき、即応性の高い行政経営を進めます。

#### 現状と課題

- ・市民ニーズが多様化、複雑化する中で、迅速かつ柔軟に対応できる行政経営が求められています。
  - ・今後、少子高齢化の進行に伴い、市税など歳入の減少と、医療や福祉に係る経費など歳出の増加が予想され、さらなる自主財源の確保と徹底した経費の縮減が必要です。
  - ・行政組織や職員定数、事業の実施手法などについて、考え方を固定することなく、常に機能的な行政経営が行えるよう見直しを進める必要があります。
  - ・大規模な自然災害などが発生した場合には、行政機能の停滞が予想されますが、市民生活への影響を最小限にとどめることが大切です。
  - ・複数の自治体で取り組むことにより、効率的、効果的に解決が図られる行政課題については、これまで以上に他自治体との連携を進める必要があります。
  - ・多くの公共施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理経費の増大が予想されます。
-

《健全な財政運営》

- ・ 市民にとって必要不可欠な事業を着実に実施できるよう、持続可能な財政運営に取り組みます。
- ・ 適正な課税はもとより、収納率の向上と受益者負担の適正化を図るとともに、新たな自主財源の確保について引き続き検討していきます。また、権限や事務の移譲に合わせた財源移譲についても国へ求めています。
- ・ 事業の選択と集中を基本としつつ、経費の精査を進め、可能な限り歳出抑制を図ります。
- ・ 予算や決算、市が保有する財産の状況など、財政情報を分かりやすく公開することによって説明責任を果たしていきます。

《機能的な組織づくり》

- ・ 効率的に業務を行うため、目標体系に沿ったスリムで機能的な組織を構築するとともに、部門間の横断的な連携を図ります。また、業務量に応じた職員数の適正化に努めます。
- ・ 専門知識やノウハウを有する民間事業者へのアウトソーシング\*を推進します。
- ・ 災害発生時などにおいても、必要となる行政サービスを速やかに提供できるよう業務継続体制の確立を図ります。
- ・ 情報通信技術の効果的な活用により、市民にとって利便性の高いサービスの提供や行政事務の効率化を図ります。
- ・ 本市と同規模の自治体や近隣市などとの一層の連携に取り組み、共通する課題の解決や広域的な施策の推進を図ります。

《公共施設・公有資産の適正管理》

- ・ 公共施設については、計画的な改修、修繕などを行いながら、長寿命化を図ります。また、指定管理者制度\*の活用などにより、利便性の向上にも十分配慮した効率的な管理を進めます。
  - ・ 公有資産については、貸し付けや売却などを含め、資産全体の最適化を図り、効率的、効果的な運用に努めます。
- 

\* アウトソーシング

- ・・・業務の一部を民間事業者へ請け負わせる外部委託を言います。

\* 指定管理者制度

- ・・・行政サービスの質の向上と、経済性及び効率性の観点から、公共施設の管理運営について、民間事業者などの能力やノウハウを幅広く活用する制度です。

---

## 目標の実現に向けて

---

### 方針3 人財\*を活かした行政経営

(基本構想)

限られた人員で目標を実現していくためには、着実な成果を生み出す職員一人ひとりの高い能力と、それを活かせる職務環境が求められます。

常に公務員としての倫理観と使命感を持ち、市民の立場で考え、判断、行動のできる人財を育成するとともに、適材適所に配慮した職員配置を行い、人財を活かした行政経営を進めます。

#### 現状と課題

- ・ 地方分権改革が進む中で、本市が主体となって行政サービスの提供に取り組む場面が増えています。
- ・ 今後、これまで以上に個々の職員が公務員としての意識と責任を持って職務に取り組むことが求められます。
- ・ 多様化、複雑化する市民ニーズに応えながら、様々な行政課題に的確に対処していくためには、体系的かつ実践的な研修の実施などを通して、職員の能力を高めていくことが大切です。また、自ら政策を提案し、その実現に向けて取り組むことのできる職員も求められます。
- ・ 行政活動の効果を高めていくためには、年齢や性別、経験年数に関わらず、職務に必要な能力を持った職員の配置が求められます。
- ・ また、職員個々の能力と実績を適正に評価していくことも大切です。

\* 人財

- ・ ・ ・ 職員の能力を市の財産の一部と考え、本市では「人財」と表記しています。

《職員の能力向上》

- ・ 様々な市民ニーズへの確かつ迅速に対応できるよう、専門知識や企画力、実行力のある職員を育成します。また、職員による新たな施策や業務改善への提案などを推進します。
- ・ 法令の遵守、社会的規範の尊重など公務員として必要な倫理意識の徹底を図り、職員としての信頼性を高めます。
- ・ 職員一人ひとりが自己の能力を高めることのできるよう、外部研修機関への派遣やより実践的な職場内研修など様々な研修の充実に取り組み、職員育成マネジメントを確立します。

《職員の意欲を高める職員配置》

- ・ 個々の職員の適性と能力に応じて適材適所の職員配置を行い、また、民間企業での経験や専門知識を有する者などについても積極的な採用を進め、組織の活性化を図ります。
  - ・ 職員が意欲的に仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮することができるよう、公平性や客観性の高い人事評価システムを適切に運用します。
-